

平成 30 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

令和元年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成 30 年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進.....	8
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	9
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	9
ア 国有林野の機能類型区分	9
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	13
② 路網の整備	15
③ 治山事業の実施	17
④ 地球温暖化対策の推進	21
⑤ 生物多様性の保全	25
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献.....	27
① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	27
② 林業事業者の育成	31
③ 民有林と連携した施業の推進	33
④ 森林・林業技術者等の育成	35
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	39
(3) 国民の森林としての管理経営	41
① 双方向の情報受発信	41
② 森林環境教育の推進	43
③ 森林の整備・保全等への国民参加	47

ア	NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	47
イ	木の文化を支える森づくり	48
ウ	分収林制度による森林づくり	51
2	国有林野の維持及び保存	54
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	55
①	森林の巡視及び境界の保全	55
②	森林病虫害の防除	57
③	鳥獣被害の防除	59
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	61
①	「保護林」の設定及び保護・管理の推進	61
②	「緑の回廊」の整備の推進	63
③	希少な野生生物の保護の推進	67
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	67
⑤	環境行政との連携	67
3	国有林野の林産物の供給	70
(1)	林産物等の供給	71
(2)	国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	77
4	国有林野の活用	80
(1)	国有林野の活用の適切な推進	81
(2)	公衆の保健のための活用の推進	83

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全	86
6	国有林野の事業運営	90
	(1) 民間委託の推進	91
	(2) 情報システムの活用	93
	(3) 計画的かつ効率的な事業の実行	95
	(4) 安全・健康管理対策の推進	95
7	その他国有林野の管理経営	98
	(1) 人材の育成	99
	(2) 地域振興への寄与	101
	(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	103
	(4) 関係機関等との連携の推進	107
	(参考)	
	1 用語の解説	109
	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	115
	(索引)	
	図及び表の索引	117
	各森林管理局の取組事例の索引	119

平成 30 年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林^{*}や原生的な天然林^{*}等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25 年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、低コスト化につながる施業^{*}モデルの展開等による森林・林業の再生への貢献や、木材の安定供給等の取組を進めています。

(管理経営基本計画及び平成 30 年度の実施状況)

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10 年を 1 期とする計画で 5 年ごとに策定することになっています。

平成 30 年度は、平成 25 年 12 月に定めた平成 26 年 4 月から令和 6 年 3 月までを計画期間とする管理経営基本計画の 5 年目に当たり、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、①重視すべき機能に応じた公益的機能の維持増進、②地球温暖化防止や生物多様性の保全等の政策課題への率先した取組、③森林・林業再生に貢献するための林業の低コスト化につながる取組や民有林と連携した森林施業等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

なお、平成 30 年 12 月に、平成 31 年 4 月から令和 11 年 3 月までを計画期間とする新たな管理経営基本計画を策定しました。

*右肩に「※」を付している用語については、その解説を 109～114 ページに記載。

(平成 30 年度の主な取組)

平成 30 年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 5つのタイプの機能類型の下で、長伐期施業[※]や育成複層林[※]へ導くための多様な施業等を実施するとともに、効果的な路網[※]整備にも取り組みました。(9、13、15 ページ)
- 台風や集中豪雨等による山地災害の復旧や被害調査等について、民有林関係者と連携して取り組みました。(17 ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐[※]等を推進するとともに、間伐材等の搬出・供給や治山施設等における木材利用を推進しました。(21 ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」の保護・管理や「緑の回廊」の保全・管理、それらの地域のモニタリング調査等に取り組みました。(25、61、63、67 ページ)
- シカ等野生鳥獣による被害防止のため、地方公共団体やNPO[※]等と連携し、効果的な捕獲技術の開発・実用化等を含め、個体群[※]管理や生息環境管理、被害防除等に取り組みました。(59 ページ)
- 国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野において、外来種駆除や間伐等を一体的に行うため「公益的機能維持増進協定[※]」を締結し、施業を実施しました。(87 ページ)

(2) 森林・林業再生に向けた貢献

- コンテナ苗[※]を活用した「一貫作業システム[※]」等、地域の状況に応じた低コストで効率的な施業のための技術の開発・普及に取り組みました。(27、39 ページ)

- 計画的な事業発注や情報提供、研修フィールドの提供等により、林業事業体の育成や森林総合監理士（フォレストラー）^{*}等の森林技術者の人材育成に取り組みました。（31、35 ページ）
- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を設定し、事業計画の策定に取り組むとともに、団地内での路網の接続等を実施しました。（33 ページ）

(3) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 森林環境教育の推進や自主的な森林づくり活動を支援するため、「遊々の森」や「ふれあいの森」等の設定によるフィールドの提供、技術指導等に取り組みました。（43、47 ページ）
- 森林保全等に取り組むNPOや地域住民等と連携し、森林整備活動や自然再生活動等に取り組みました。（47 ページ）

(4) 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 機能類型区分に応じた適切な施業の下、木材の持続的かつ計画的な供給に努め、国有林材の需要者への直送などに取り組みました。（71 ページ）
- 国産材の安定供給体制の構築のため、民有林と連携した供給による地域の川上から川下までの連携強化や、地域の需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能の発揮を図りました。（77 ページ）

(5) 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業の民間委託や情報システムの活用等により、効率的な事業運営に努めました。（91、93 ページ）
- 収穫量の計画的な確保やコスト縮減等に取り組み、166 億円の債務返済を行いました。（95 ページ）

(6) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災した海岸防災林の再生を進めるとともに、森林における除染に関する技術開発等のための実証事業等に取り組みました。（103 ページ）

(参考) 管理経営基本計画の策定 (平成 30 年 12 月)

管理経営基本計画については、国有林野の管理経営に関する法律の規定により、5年ごとに定めることとされており、前回の策定から5年が経過した平成30年12月に新たな計画を策定しました。

新たな計画は、林政審議会での審議や、国民の皆様からの意見募集を経て策定し、民有林における「森林経営管理制度[※]」の円滑な機能に向けた国有林の取組等についても反映しました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を実施
- ・ 総合的な流木対策、近年の大規模災害の発生、気候変動による大雨の発生頻度の増加を踏まえた治山事業の推進
- ・ 地球温暖化防止に向けた森林の適正な整備・保全や木材利用、生物多様性保全に向けた保護林の保護・管理、多様な森林^{もり}づくりの推進、施業現場における配慮等の推進

2 林業の成長産業化への貢献等

- ・ 民有林における森林経営管理制度が円滑に機能するよう制度の要となる林業経営体の育成支援や市町村林務行政に対する技術的支援に取り組むなど、林業の成長産業化等への貢献
- ・ 低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を積極的に推進

3 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林」として管理経営
- ・ 訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえた、国有林野の観光資源としての活用
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興について、海岸防災林の再生や避難指示解除等を踏まえた森林整備の推進

(策定までの経過)

- 9月10日 林政審議会
- ・ 策定に向けた今後のスケジュール等について事務局説明
 - ・ 次回以降、審議を深めることで調整
- 10月15日 林政審議会
- ・ 素案審議
 - ・ 国民の皆様からの意見募集後、更に審議を行うことで調整
- 10月26日～11月26日
- 国民の皆様からの意見募集
- ・ 提出者数：12件
 - ・ 意見項目数：28項目
- 12月17日 林政審議会
- ・ 国民の皆様からの意見募集の結果も踏まえた審議
 - ・ 農林水産大臣に対し、計画が適当である旨の答申
- 12月25日 新たな管理経営基本計画の決定・公表



刻を流す

撮影者：源頭

(わたしの美しい森フォトコンテスト・佳作)

きたうわぐんまつのちょうなめとこ
(撮影地：愛媛県北宇和郡松野町滑床溪谷 (四国森林管理局管内))

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に
基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

ア 国有林野の機能類型区分

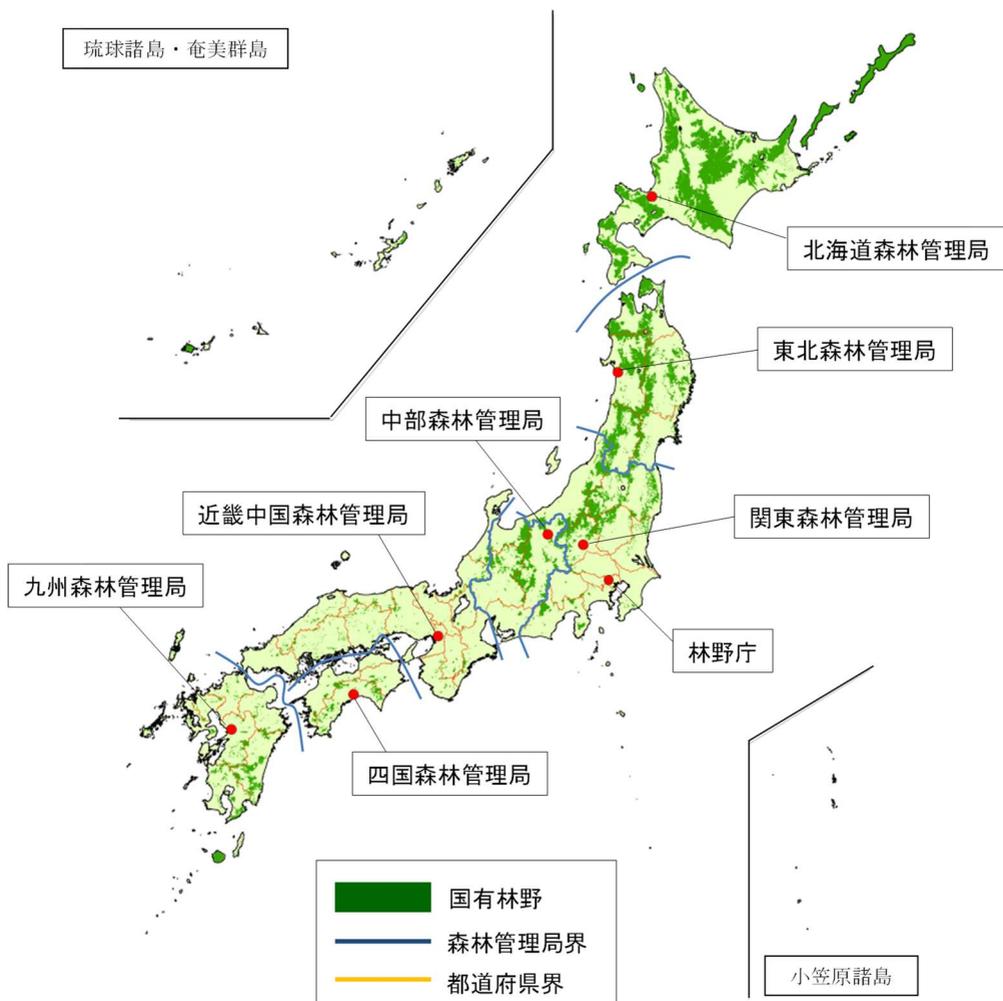
国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育等の面での期待が高まるなど、森林に対する国民の期待や要請は更に多様化しています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つのタイプに区分し、いわゆる公益林として適切かつ効率的に管理経営を行っています。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図一 1 国有林野の分布



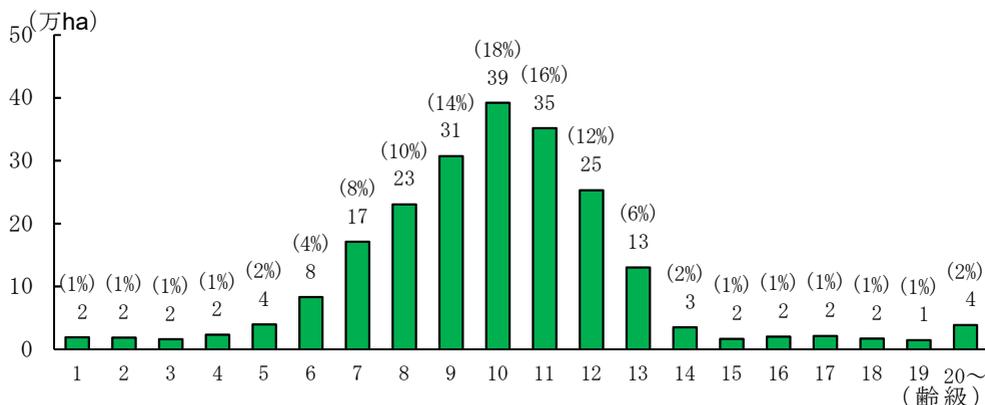
表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万m³、国有林率%)

森林管理局		合計			(参考)	
		人工林	天然林	その他	国有林率	
面積	北海道	307	64	217	25	54.8
	東北	165	54	100	12	44.1
	関東	118	33	70	15	29.0
	中部	65	17	36	12	27.3
	近畿中国	31	13	16	2	6.6
	四国	18	12	6	1	13.8
	九州	53	27	24	3	19.2
	合計	758	220	469	69	30.3
蓄積		1,184	479	705	1	23.3

- 注：1 面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の平成31年4月1日現在の数値である。
- 2 国有林率は、平成29年3月31日現在の森林法第2条第1項に規定する森林に占める森林法第2条第3項に規定する国有林の割合である。
- 3 計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



- 注：1 国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の平成31年4月1日現在の数値である。
- 2 齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を「1齢級」、6～10年生を「2齢級」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 146 万 ha (19%)	山地災害防止及び土壌 保全機能の発揮を第一 とすべき森林	根や表土の保全、下層 植生の発達した森林の 維持
自然維持タイプ 170 万 ha (22%)	原生的な森林生態系や 希少な生物の生育・生 息する森林など、属地 的な生物多様性保全機 能の発揮を第一とすべ き森林	良好な自然環境を保持 する森林、希少な生物 の生育・生息に適した 森林の維持
森林空間利用タイプ 48 万 ha (6%)	保健、レクリエーショ ン、文化機能の発揮を 第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用 の形態に応じた多様な 森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の機 能の発揮を第一とすべ き森林	汚染物質の高い吸着能 力、抵抗性がある樹種 から構成される森林の 維持
水源涵養タイプ 393 万 ha (52%)	水源の涵養 ^{かん} の機能の発 揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の 長期化、広葉樹の導入 による育成複層林への 誘導等を推進し、森林 資源の有効活用にも配 慮

注：1 面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の平成 31 年 4 月 1 日現在の数値である。

2 国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。

3 木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

国有林野事業では、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、5つの機能類型区分に基づき、流域の自然的特性等を踏まえつつ、森林施業等を実施しています。

山地災害防止タイプの森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐため、間伐・植栽等の施業を行いました。

自然維持タイプの森林では、特に原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息し、厳格な保護・管理が必要な森林を保護林として設定するなど、森林生態系の保全等の取組を進めました（61 ページ参照）。

森林空間利用タイプの森林では、国民に森林浴や野外スポーツ等を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」等の活用を進めました（83 ページ参照）。

快適環境形成タイプの森林では、気象害や騒音、^{ふんじん}粉塵等から地域の快適な生活環境を保全するため、植栽や間伐等の施業を行いました。

水源涵^{かん}養タイプの森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林へ導くための施業、針広混交林^{*}化等を行いました。

事例 公益的機能の発揮に向けた天然力を活用した森林づくり

林野庁では、公益的機能の持続的な発揮に向け、自然条件等を踏まえつつ、多様で健全な森林への誘導を推進しており、そのための有効な手法の一つとして、天然力を活用した施業（天然更新※）に取り組んでいます。平成30年3月には、天然更新を検討する際に参考となる、具体的な調査・判定手法等を取りまとめた全国版の「国有林野事業における天然力を活用した施業実行マニュアル」を作成しました。

これを受け、平成30年度から、各局において本マニュアルに基づいた施業等の検討を開始しており、九州森林管理局では、各署等において、これまでに実施した天然更新事例を収集・整理し、本マニュアルを補完する資料の作成を進めています。

今後も、公益的機能の持続的な発揮に配慮した施業を推進していくため、天然力の活用にあたっての課題や改善策等の検証を行うこととしています。

（林野庁・九州森林管理局）



国有林野事業における
天然力を活用した施業実行マニュアル



平成30年3月
林野庁国有林野部経営企画課

場所： 熊本県宇土市 南木原国有林ほか

説明： 「国有林野事業における天然力を活用した施業実行マニュアル」（左）と調査の様子（右）です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道*を含む。以下同じ。）及び森林作業道*を適切に組み合わせた路網整備を進めています。基幹的な役割を果たす林道については、平成30年度末で13,362路線、総延長45,828kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。また、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等に関する計画の策定を進めています。

低コストの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施など、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林と民有林が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 北海道特有の地形特性に応じた路網計画と実践

北海道森林管理局では、北海道の緩傾斜といった地形特性にマッチした高効率・低コスト作業システムの確立を目的として、平成 24 年度に外部有識者を含めた検討委員会を立ち上げました。

十勝^{とちかちとうぶ}東部森林管理署では、この検討会の内容のモデル地域として、平成 24 年度から平成 30 年度にかけて合計約 13km の林業専用道の新設工事を行い、平成 30 年度には間伐約 188ha を実施しました。間伐の実施に当たっては、施業地全体をカバーできるように作設された路網を活用することにより、試算では 1m³ 当たりの生産コストが 54% 改善され、また、高性能林業機械^{*}を用いることで、高効率・低コスト化を実現しました。

今後も、当地域のモデル路網として、これまでの工事等で得られた知見や技術を同様の事業に反映させることとしています。

(北海道森林管理局 十勝東部森林管理署)



場 所：北海道足寄郡陸別町^{あしよろぐんりくべつちよう} 陸別国有林

説 明：写真は、伐根や枝条を整理している様子（左上）と、完成した直志ノ沢^{ただしのさわ}林道（林業専用道）の様子（右下）です。

③ 治山事業の実施

国有林野は、奥地脊梁^{せきりょう}山地や水源地域に広く分布し、国土保全や水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在しています。我が国では、水源の涵養^{かん}、山地災害の防止等のため必要な森林を保安林^{かん}※に指定しており、国有林野の91%に当たる685万haが保安林に指定されています。

林野庁では、安全で安心できる暮らしを確保するため、治山事業による荒廃地の整備、東日本大震災や大規模災害からの復旧、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内の荒廃地の復旧整備等を行う「国有林直轄治山事業」を実施しています。また、民有林野内の大規模な山腹崩壊等で復旧工事に高度な技術が必要な箇所についても、都道府県からの要請を受け、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行うとともに、災害発生時には必要に応じて速やかに森林管理局等の職員を被災地に派遣し、民有林野の被害調査を行うなど、早期復旧に向けた支援を行っています。

また、国有林・民有林間の事業調整及び情報共有等を図りつつ、国有林野と民有林野が近接する地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成するなど、双方が連携して効果的・効率的に治山事業の実施に取り組んでいます。

さらに、治山施設の長寿命化を図るため、点検・診断や補修・更新等に関する計画の策定を進めています。

表－３ 保安林の現況

(単位：万 ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	922	565 (61)
土砂流出防備	260	107 (41)
土砂崩壊防備	6	2 (32)
その他の保安林	109	48 (44)
合計 [延面積]	1,298	721 (56)
[実面積]	1,221	685 (56)

注：1 平成30年度末現在の数値である。

2 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3 () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%) である。

4 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5 計の不一致は、四捨五入による。

表－４ 平成30年度山地災害発生時の林野庁職員派遣状況

<p>平成30年度に発生した大規模な山地災害に対して、地元自治体からの支援要請等を踏まえ、治山事業について専門的な知識・技術等を有した職員を派遣。</p> <p>民有林を含めた被害状況の調査とともに復旧計画の策定などを支援。(詳細は20、102ページの事例を参照)</p>	
災害名(発生日月)	派遣人数
平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	延べ約920名
平成30年北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	延べ約490名

事例 既設治山ダムを活用した流木捕捉施設の開発

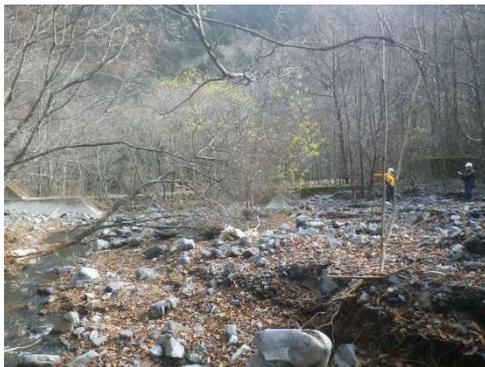
林野庁では、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨による甚大な流木災害等の発生を受けて、流木災害防止緊急治山対策プロジェクトとして、概ね 3 年間で緊急的・集中的に流木対策を推進することとしています。

このような中、中部森林管理局では、既に国有林内に約 1 万基の治山ダムを設置しており、これらを活用しつつ、低コストで効率的に流木対策を実施することとしています。

平成 30 年度には、^{ちゅうしん}中信森林管理署及び^{とうのう}東濃森林管理署管内において、流木を捕捉する施設を既設治山ダムの上流部に試験施工し、同規模のスリットダムの新設と比較して、本体工事として約 25% のコストを縮減させるとともに、施工期間が 2 ヶ月以上必要なところを約 2 週間に短縮することができました。

今後も、今回の施工結果を踏まえた改良を行いつつ、流木対策を推進し、山地災害の防止や地域の安全・安心の確保に努めていくこととしています。

(中部森林管理局)



場 所：長野県塩尻市 ^{しおじりし} 奈良井国有林ほか

説 明：写真は、施工前（左）と施工後（右）の現地の状況です。

事例 平成 30 年 7 月豪雨における早期復旧に向けた取組

平成 30 年 7 月豪雨では、中国・四国地方を中心に西日本の広域で山腹崩壊、土石流等による甚大な災害が発生しました。

これを受けて、中部、近畿中国、四国、九州森林管理局では、各府県と合同でヘリコプターによる速やかな被害状況の概況調査を実施したほか、近畿中国、四国森林管理局では、無人航空機[※]による被害調査を実施するとともに、調査結果を関係機関へ情報共有しました。

また、林野庁及び森林管理局の技術職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」を編成して広島県、愛媛県、高知県へ派遣し、災害復旧等事業に向けた調査、設計等を集中的に支援しました。

加えて、近畿中国森林管理局では、広島県知事からの要請を受け、同県東広島市内の民有林被災地において直轄治山災害関連緊急事業に着手しており、引き続き、令和元年度より民有林直轄治山事業を実施することとしています。

(林野庁)



場 所：広島県東広島市^{ひがしひろしまし}ほか

説 明：写真は、山地災害対策緊急展開チームによる高知県での現地測量の様子（左）と広島県における応急対策の状況（右）です。

④ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に向けた「気候変動に関する国際連合枠組条約」の下、我が国では令和 2 年度における自主的温室効果ガス削減目標を、平成 17 年度総排出量比 3.8%減以上と設定しています。この削減目標のうち 2.7%以上の森林吸収量を着実に確保するため、平成 25 年度から令和 2 年度までの間に、年平均 52 万 ha の間伐等の実施を目標として積極的な森林整備に取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用を保全・確保するため、人工林資源の成熟に伴う主伐とその後の適正な再生林に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（17 ページ参照）等を行っており、平成 30 年度には、国有林野事業で約 10.1 万 ha の間伐を実施しました。

間伐材等の有効利用は、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における間伐材の利用等にも取り組んでいます。

また、森林吸収源対策に対して国民の理解と協力がいただけるよう、NPOや企業等による森林づくり（47 ページ、51 ページ参照）や、双方向の情報受発信（41 ページ参照）、森林環境教育（43 ページ参照）等を進めています。

表－５ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		平成 30 年度	(参考)平成 29 年度
更新※ (ha)	人工造林※	8,614	8,143
	天然更新	1,332	2,237
保育※ (ha)	下 刈※	47,739	48,699
	つる切※、除伐※	9,234	11,961
間伐(万 ha)		10.1	10.6

注：1 分収造林（51 ページ参照）における実績を含む。

2 間伐（万 ha）は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－６ 炭素の貯蔵に資する木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	平成 30 年度	(参考)平成 29 年度
林道事業	5,322	5,514
治山事業	35,741	48,671
計	41,063	54,185

参考：平成 30 年度に使用した木材・木製品には、約 6.6 千トンの炭素（約 24.1 千トンの二酸化炭素：すべてスギを使用したと仮定）が蓄えられています。

事例 地球温暖化防止に向けた健全な森林の整備の推進

森林管理局では、森林吸収源対策を着実に推進するため、効率的な間伐等の森林整備を推進しています。

四国森林管理局では、低コストで効率的な列状間伐の普及に向けた取組を実施しています。香川森林管理事務所と高知中部森林管理署では、こうちちゅうぶ 国有林を含めて列状間伐を広く普及することを目的として、現地検討会を開催し、2回目の列状間伐における列の選定の考え方や、生産性や安全面における列状間伐の有利性について参加者の理解を深めました。

今後は、2回目の列状間伐を実施した森林を「列状間伐推進モデル林」として広くPRを行い、列状間伐の更なる普及に向けて取組を進めることとしています。

(四国森林管理局 香川森林管理事務所ほか)



場 所：香川県なかつたどぐん 仲多度郡まんのう町 ちよう 檜原国^{かしはら}有林ほか

説 明：写真は、列状間伐を実施した森林（左上）と現地検討会の様子（右下）です。

事例 C L T※を本格活用した庁舎整備

嶺北れいほく森林管理署では、昭和 46 年に建設された前庁舎の老朽化に伴い、国の庁舎整備では初となる C L T パネル工法により建替えを実施しました。

建替えに際しては、周辺の通行者にも C L T の活用状況がわかるように、構造用 C L T パネルをそのまま見せる部分を作り、その表面には嶺北森林管理署管内のスギ材を使用しています。

また、旧庁舎で使用されていた貴重なサクラ床材を新庁舎の署長室や廊下に再利用することで、これまでの伝統を引き継ぐとともに、資源の有効活用にも配慮しました。

令和元年度においては、C L T を活用した車庫倉庫も完成予定となっており、関係機関及び来庁者へ木造建築の良さを更にアピールしていくこととしています。

(四国森林管理局 嶺北森林管理署)



場 所：高知県なごか長岡郡本山町

説 明：写真は、C L T 組上作業の様子（上）と完成した新庁舎の外観（左下）、旧庁舎の床材（サクラ材）を使用した廊下（右下）です。

⑤ 生物多様性の保全

国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域を中心に全国各地に所在し、多様な植生を有するなど、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で極めて重要な位置を占めています。

このため、原生的な森林生態系等を有する国有林野について、保護林や保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊に設定（61 ページ、63 ページ参照）し、モニタリングとその結果を踏まえた保護・管理を行うとともに、必要に応じて柔軟な区域等の見直しを行っています。また、溪流等と一体となった森林については、溪畔林として保護樹帯を設定するなど生物多様性に配慮した森林施業の推進に取り組んでいます。

さらに、地域やNPO、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（59 ページ、67 ページ参照）。

森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センターでは、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

事例 いりおもてしま 西表島における海岸林の再生に向けた取組

西表島の南風見田海岸のマーレ浜では、沖縄地方に移入されたギンネムなどの外来種が、台風被害等により裸地化した海岸等に早期に侵入・繁茂し、優占して生育する状況が見られます。

このため、西表森林生態系保全センターでは、在来種による海岸林の再生に向けて、平成 18 年度から外来種の駆除とテリハボクやフクギなどの在来種の生育環境の整備に取り組んできました。

このほか、各種調査や試験等も実施しており、平成 30 年度は、ギンネムの発芽抑制調査を実施し、遮光シートがギンネムの発芽の抑制に有効であるという結果が得られました。

西表島の海岸林が、在来植生の回復を促しつつ強風や高潮等の害を防ぐ機能を高度に発揮できるよう、関係機関と協力しながら取組を進めることとしています。

(九州森林管理局 西表森林生態系保全センター)



場 所： 沖縄県 やえやまぐんたけとみちよう 八重山郡竹富町 はえみ 南風見国有林

説 明： 写真は在来種の生育状況調査の様子（左上）と外来種であるギンネムの遮光シートによる発芽抑制試験の様子（右下）です。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

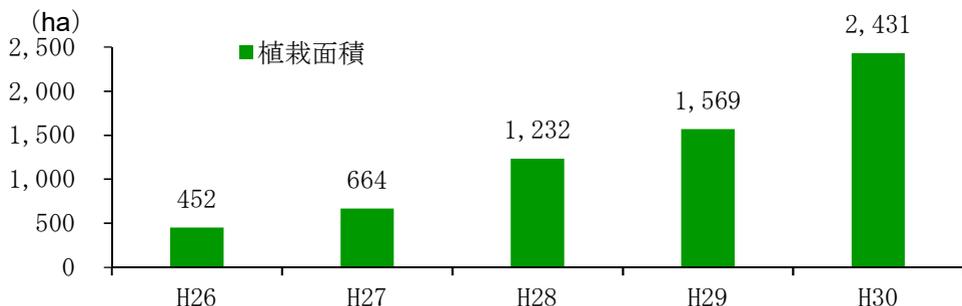
国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林経営への支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

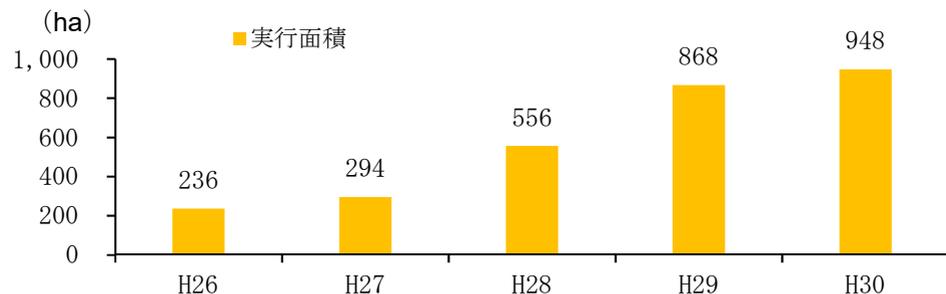
国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進や、全国での多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活用し、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムによる間伐や、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」、複数年契約による事業発注等、効率的な作業システムの実証を推進しています。

また、これらの取組について、各地での事業展開を図りつつ、現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換等を行うなど、民有林における普及・定着に努めています。

図－3 国有林野におけるコンテナ苗の植栽実績



図－4 国有林野における伐採と造林の一貫作業の実施状況



表－7 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区分	実施状況
実施回数	293 回
延べ参加人数	9,979 名
うち民有林関係者	5,943 名

注：1 平成 30 年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

2 民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業者の職員等。

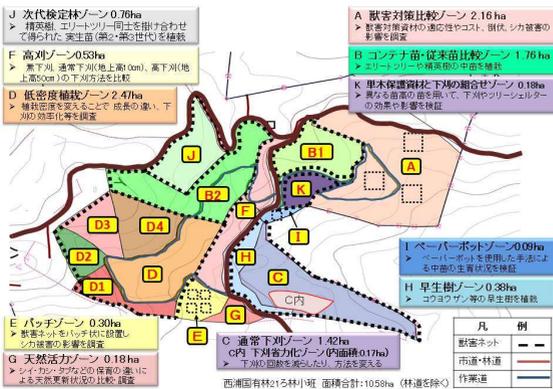
事例 確実な再生林に向けた低コスト造林技術の確立と民有林への普及

九州森林管理局では、低コストで高効率な施業の普及・定着を目的として、平成29年度に熊本南部森林管理署管内で「次世代造林プロジェクト試験地」を設定し、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（九州支所・九州育種場）、宮崎大学との連携により、特定母樹^{とくていぼじゅ}※等優良苗木の植栽や、下刈の省略、低密度植栽、早生樹植栽等先駆的手法の効果を検証しています。

平成30年度には、シカ被害の軽減や下刈作業の省力化を目的として、植栽木の梢端が周囲の雑草等に埋もれない程度の下刈（高下刈）について、有効性を検証する5年間の試験を開始しました。1年目の試験では、通常下刈と比較して誤って苗木を刈ってしまう割合は2分の1に低減し、作業効率は3割ほど向上するという結果が得られました。

今後も引き続き、残存した雑草等によるシカ被害の軽減効果や植栽木の被圧状況、下刈作業の作業効率や誤伐率等について検証を実施していくこととしています。

（九州森林管理局）



地際より 50cm 程度
 浮かせて刈り払う



場 所：熊本県人吉市 西蒲国有林
 説 明：図は、「次世代造林プロジェクト試験地」の全体図、写真は、高下刈作業の様子です。

事例 コンテナ苗の安定需給協定の締結

北海道森林管理局では、コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及びコンテナ苗や生産者の育成等に資することを目的として、生産者が生産したコンテナ苗を森林管理署等が実施する造林請負事業で使用する「コンテナ苗の安定需給協定」を締結しています。

平成30年度には、全道へ取組を拡大し、令和元年度及び令和2年度に国有林で使用するコンテナ苗の一部を対象に、協定希望者がコンテナ苗生産に係るコストの縮減や販売希望単価に関して提案する「企画提案方式」による公募を実施し、平成31年2月に苗木生産者6者と協定を締結しました。当協定の効果もあり、管内におけるコンテナ苗の植栽本数は、平成30年度が約42万本に対して、令和元年度予定が約90万本と倍増する見通しとなっています。

今後も、国有林として伐採跡地の着実な再造林に必要なコンテナ苗の安定的な供給体制の構築に取り組むこととしています。

(北海道森林管理局)



場 所：北海道もんべつぐんおうむちょう紋別郡雄武町ほか

説 明：写真は、コンテナ苗生産施設（左上）と、生産されたコンテナ苗を用いた植付作業の様子（右下）です。

② 林業事業体の育成

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約（2か年または3か年）、事業成績評定制度の活用等を通して生産性向上に取り組んでいます。また、作業システムや路網の作設に関する現地検討会の開催等により、林業事業体の育成を推進しています。

さらに、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後5年間の国有林の伐採量を公表するとともに、都道府県や民有林関係者と連携した森林整備や素材生産の発注情報の公開を各地域で試行するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。

表－8 複数年契約の状況

	契約件数	期間	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	集材材積 (千m ³)
平成26年度	11	3か年	2,384	-	111
平成27年度	16		2,869	22	140
平成28年度	16		3,000	28	157
平成29年度	23	2か年または3か年	3,227	50	170
平成30年度	24	2か年または3か年	3,731	61	189

事例 林業事業体の育成を図る現地検討会の実施

近畿中国森林管理局では、管内を4ブロックに区分し、ブロック毎に様々な検討会を実施しています。平成30年度は、伐採と造林を一体的に行うことによる低コスト化、森林作業道の作設と維持管理、野生鳥獣対策などをテーマに計18回開催し、民有林関係者延べ189人が参加しました。

このうち、山口森林管理事務所では、急傾斜地の木材搬出技術である架線集材の技術継承及び架線集材と架線系一貫作業システムに関する理解を深めることを目的として現地検討会を開催しました。

今後も、様々な参加者から意見を収集して共有しつつ、管内林業事業体全体の育成を図ることとしています。

(近畿中国森林管理局)



場 所：山口県山口市 なめらやま 滑山国有林ほか

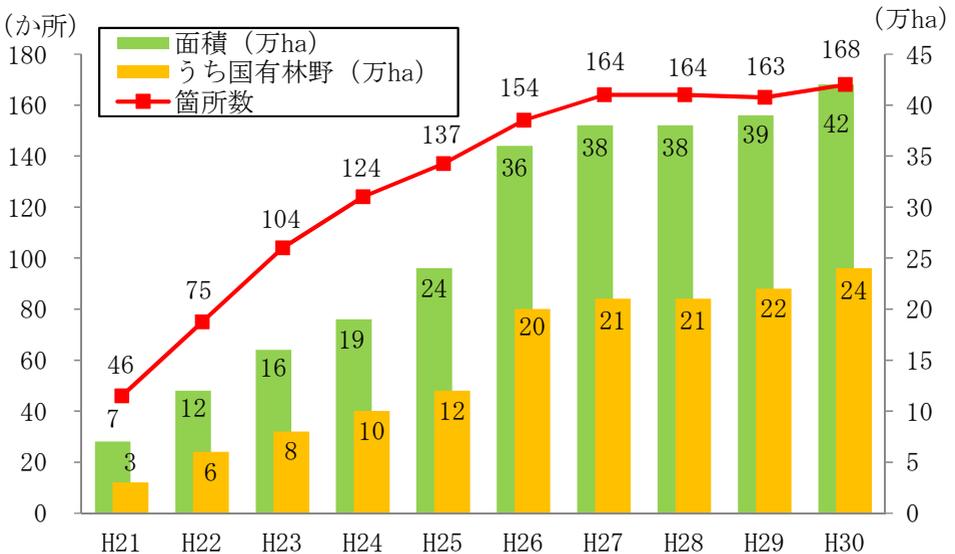
説 明：写真は、架線集材における生産性向上に向けた検討会の様子です。

③ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、国有林野と民有林野が近接している地域においては、間伐等の森林施業を連携して行うことなどを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

平成30年度末現在、全国で168か所に団地を設定しており、国有林と民有林が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、国有林野と民有林野を接続する効率的な路網の整備や、木材の協調出荷等、施業集約に向けた取組を拡げています。

図－5 森林共同施業団地の現況



- 注：1 各年度末現在の数値であり、協定期間が終了したものは含まない。
 2 平成29年度に3か所で事業が終了し、平成30年度に新たに8か所で森林共同施業団地を設定（1.3万haうち国有林0.8万ha）して事業を開始。

事例 ^{いっき}五木地域森林共同施業団地の取組について

^{くまもとなんぶ}熊本南部森林管理署では、地域関係者やJAPIC（一般社団法人日本プロジェクト産業協議会）などと連携し、平成30年度時点で民有林を含め約1万9千haの森林共同施業団地を設定しています。

これまで、民有林と連携した施業計画の作成、木材搬出コストの低減に向けた路網の連結、山元での丸太価格の向上に向けた製材工場への直送等を進めてきたところです。平成30年度には、無人航空機による架線設置や一貫作業システムをテーマとした現地検討会を開催するとともに、コストの低減と収益の確保等に向けたワーキンググループ会議を実施しました。これまでの取組により、五木村での林業総生産額は、団地設定当初より約2割増加しました。

今後も、関係者と連携しながら取組を推進するとともに、五木地域の取組成果を全国に発信することにより、林業の成長産業化に貢献していくこととしています。

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



場 所：熊本県球磨郡五木村ほか

説 明：写真は、無人航空機を利用した架線設置省力化現地検討会の様子（左）と、ワーキンググループ会議の様子（右）です。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業では、森林・林業の再生を担う人材として、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を持ち、地域において指導的な役割を果たす森林総合監理士（フォレスター）等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者の連携促進や「市町村森林整備計画^{*}」の策定とその達成に向けた支援等を行っています。

また、事業の発注や研修フィールドの提供、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等の連携による「技術的援助等チーム」の設置等を通じた民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の大学や高等学校、林業従事者等の育成機関において、森林・林業に関する技術指導を行いました。

林野庁では、これまでも森林総合監理士による市町村行政の技術支援に取り組んでおり、令和元年度から森林経営管理制度が導入される中で、これまで以上に都道府県との連携が重要となっています。

事例 都道府県の森林総合監理士等と連携した市町村支援の取組

日光森林管理署では、栃木県鹿沼市（かぬまし）において、県の森林総合監理士や、市、地元森林組合との連携を密にし、地域の林業が抱える様々な課題を把握してその解決に向けて貢献することとしています。こうした中で、地域の林業事業者が、高性能林業機械の導入が進んでいないことや獣害に悩まされている現状を踏まえ、平成30年度は、主に地域の林業事業者を対象に、国有林で進めている高性能林業機械を活用した作業システムや獣害対策等をテーマとした現地検討会を開催しました。

今後も、県、市、地域の林業事業者等と地域の課題の共有や意見交換を継続しながら、林業の成長産業化に向けて貢献していくこととしています。

（関東森林管理局 日光森林管理署）



場 所：栃木県鹿沼市ほか

説 明：写真は、生産性向上現地検討会（左）及び獣害対策現地検討会（右）の様子です。

事例 「ヤングフォレスター7」始動～若い力で目指す地域林業活性化～

よねしろとうぶ
米代東部森林管理署では、管内の3市1町2振興局に勤務する、森林・林業行政を担う若手職員とともに、林業に関する知識や組織間の連携を深めることを目的として、平成29年度に「ヤングフォレスター7」を結成しました。

平成30年度は、低コスト林業に資する列状間伐の普及に向けた現地検討会の開催のほか、「地域力フォーラム in あきた」において活動状況や地域林業が抱える諸課題を発表するとともに、平成31年度から導入される森林経営管理制度及び森林環境譲与税に関する知識を深める学習会を実施しました。

今後も、若手職員が自ら学び、自由なアイデアを出し合える対話を継続し、組織を超えて協力し合える関係を築いていくこととしています。

(東北森林管理局 米代東部森林管理署)



場 所：秋田県北秋田市きたあきたしほか

説 明：写真は、種苗生産者との意見交換の様子（左上）と「地域力フォーラム in あきた」にて発表し、地域の若者達と意見交換する様子（右下）です。

事例 林業大学校との連携・協力による人材育成の取組の支援

高知中部森林管理署こうちちゅうぶでは、高知県と四国森林管理局が締結している人材育成に向けた連携協定に基づき、「高知県立林業大学校協定の森」を設定し、林業大学校における人材育成の取組を支援しています。

平成 30 年度には、学生 40 名を対象に署職員指導の下、地拵えじごしら※や苗木植栽作業、鳥獣被害の現状と対策についての現地実習を実施しました。

今後も、国有林の研修フィールドとしての提供や職員による技術指導を通じて、地域林業の大きな課題である人材育成を支援し、林業・木材産業の成長産業化、森林資源の循環利用及び地域の発展に貢献していくこととしています。

(四国森林管理局 高知中部森林管理署)



場 所：高知県香美市 かみし 谷相山国有林 たにあいやま

説 明：写真は、国有林をフィールドとした実習の様子です。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

国有林野事業では、森林の公益的機能の発揮に対する国民の要請に対応しつつ、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発に、産学官連携の下で取り組んでいます。

また、多様でまとまりのあるフィールドを持ち、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活用し、実用段階に到達した先駆的な技術や手法について、地域の状況に応じて事業レベルでの試行に取り組んでいます。

これらに当たり、大学や試験研究機関とも協定を締結し、技術開発に関する共同試験の実施及び研究成果の共有等を行っています。

表－9 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	17(7局)	11(5局)	28
森林管理署	6(3局5署)	4(3局4署)	10
計	23	15	38

注：平成31年3月末現在の数値である。

事例 丸太の虫害を軽減するはい積み方法の開発

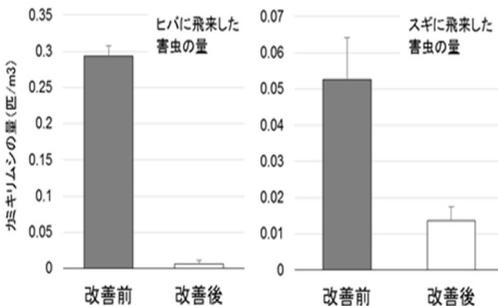
土場にはい積みされた丸太は、^{せんこうせい}穿孔性の害虫の食害により、商品価値が著しく低下してしまふことがあります。薬剤散布は、虫害を軽減する有効な手段であるものの、環境への負荷やコストが掛かるといふデメリットがあります。

こうした中、^{つがる}津軽森林管理署^{かなぎ}金木支署では、害虫の選好性に着目して、薬剤散布によらない新たな虫害の軽減方法を研究しました。本研究では、主要生産樹種であるスギとヒバ（ヒノキアスナロ）の2つの樹種について、それぞれのはいに飛来した各害虫の種類と個体数を調査したところ、主要害虫はスギよりヒバに強く誘引される傾向があることや、土場の周囲の環境により被害量が変化することがわかりました。

平成30年度には、その結果を基に、ヒバを市街地の土場、スギを山中の土場にはい積みしたところ、害虫の飛来個体数の減少が確認されました。

青森県の国有林では、スギとヒバが同一の土場にはい積みされることと比較的多くあることから、この成果を今後活用していくこととしています。

（東北森林管理局 津軽森林管理署金木支署）



場所：青森県^{ごしよがわらし}五所川原市 ^{おだがわやま}小田川山国有林ほか

説明：図は、はいの配置の改善による飛来した害虫の量の変化を示したグラフ、写真は、丸太に飛来したビヤクシンカミキリです。

(3) 国民の森林としての管理経営

① 双方向の情報受発信

森林管理局等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画^{*}」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、双方向の情報受発信による対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター^{*}」制度により、地域の方々に国有林野事業を知っていただくほか、民有林やNPO等ボランティア団体との連携等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいます。

林野庁ホームページアドレス：[「http://www.rinya.maff.go.jp/」](http://www.rinya.maff.go.jp/)



^{*}各森林管理局等のホームページアドレスは 115、116 ページに掲載しています。

事例 地域管理経営計画の策定に向けた地区懇談会の開催

中部森林管理局では、地域管理経営計画の策定に当たり、広く地域の方々からの意見や要望を聴くため、国有林の森林計画に関する地区懇談会を開催しています。

平成30年度には、2つの森林計画区において地区懇談会を開催しました。このうち、北信森林管理署が管轄している千曲川下流森林計画区では、懇談会に先立ち、国有林の管理経営の方針や複層林施業等の具体的な取組について理解いただくための現地見学会を実施しました。懇談会では、局署の担当者から計画区の概要や取組事項を説明した後、有識者と参加者の間での意見交換を実施したところ、「国有林が地域の林業をリードすべき」といった意見もいただきました。

今後も、より広く地域の方々からの意見を聴き、取組方針に反映していくため、計画の策定に当たっての意見交換の場を設けることとしています。

(中部森林管理局 北信森林管理署)



場所：長野県上水内郡信濃町 黒姫山国有林ほか

説明：写真は、現地見学会の様子（左上）と、地区懇談会の様子（右下）です。

② 森林環境教育の推進

森林管理局や森林管理署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、プログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。平成30年度末現在、153か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導等を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このような身近な森林を活用した森林環境教育の活動を広げていくことを目的として、NPO等と連携して「学校の森・子どもサミット」を開催しています。

また、平成28年に「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨とする国民の祝日「山の日」（8月11日）が施行されたことを記念し、各種イベントで「山の日」の普及啓発に取り組んでいます。今後も引き続きこの取組を継続することとしています。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

表－１０ 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

(平成 30 年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	118	4,332	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等の開催や植樹等を実施
小学校	466	45,024	森林教室、木工教室、自然観察会等の開催や植樹等を実施
中学校	175	9,361	森林教室、下刈、間伐等の体験林業や森林調査等の体験等を実施
高校 大学	123	8,776	枝打ち※、間伐等の体験林業や森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,252	60,620	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,796	128,113	

注：1回の取組に複数の連携機関が参加している場合、それぞれの連携機関において回数をカウントしているため、各回数合計と計は一致しない。

事例 学校林と連携した森林環境教育の取組

石狩^{いしかり}森林管理署では、子どもたちの森林環境教育の場として国有林を活用することを目的に、平成 21 年度に地域の小学校と協定を締結し、遊々の森「かがやきの森」を設定しました。

平成 30 年度には、石狩地域森林ふれあい推進センターとともに全児童 263 名を対象として、学年に合わせた森林環境教育を実施しました。具体的には、1 年生、2 年生は校内の学校林で葉や樹木についての授業、3 年生以上は「かがやきの森」で作業体験を含めた授業をそれぞれ実施しました。

本取組は、それぞれの児童が 1 年生から 6 年生まで継続的に実施していくことが重要であることから、今後も学習内容を考慮しつつ総合的な森林環境教育と活動支援を推進していくこととしています。

(北海道森林管理局 石狩森林管理署)



場 所：北海道千歳市^{ちとせし} 千歳国有林ほか

説 明：写真は、枝打ち体験授業の様子（左上）と、植樹体験授業の様子（右下）です。

事例 地域の緑の少年団を対象とした体験林業活動の実施

青森森林管理署では、平成 18 年より^{おきだて}沖館地域緑の募金推進協力会から体験林業の協力依頼を受け、青森市内の小学生等が行う下刈、除伐、枝打ち、つる切といった作業フィールドの提供と技術指導を実施しています。

平成 30 年度には、市内の小学生で構成される「ヒノキアスナロ緑の少年団」やその関係者の計 40 人が行う枝打ち、つる切の作業の技術指導等を実施しました。

今後も、地域住民が自然に親しみ山の仕事に興味を持てるよう、地域のニーズに応じたフィールドの提供や技術指導を行うことで、森林や林業とふれあう機会をつくることとしています。

(東北森林管理局 青森森林管理署)



場 所：青森県青森市 ^{ばばやま}馬場山国有林

説 明：写真は、ヒノキアスナロ緑の少年団による枝打ち作業の様子です。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営のため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか分収林制度*を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携した取組を行っています。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「社会貢献の森」等を設定しています。

植樹や下刈のほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、平成30年度末現在、126か所で協定を締結し、平成30年度は延べ約2万1千人が森林づくり活動に参加しました。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供をはじめ、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

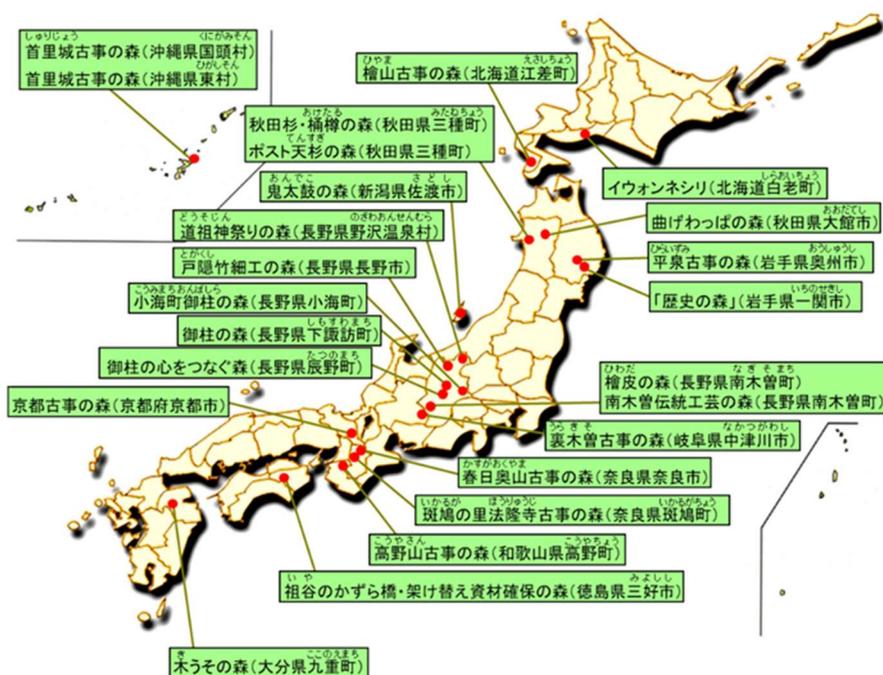
また、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

イ 木の文化を支える森づくり

歴史的に重要な木造建造物や、各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し、国民の参加による森林づくり活動を進めており、平成30年度末現在、24か所を設定しています。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地元自治体等から構成された協議会の下での植樹祭や協議会会員による下刈作業、地域住民等に対する普及啓発等の継続的な取組が行われています。

図－6 全国の「木の文化を支える森」（平成30年度末現在）



事例 「社会貢献の森」を活用した地元企業による造林活動の実施

茨城森林管理署では、企業による社会貢献活動等を目的とした^{もり}森林づくり活動のために、国有林をフィールドとして提供する等の支援を行っています。

地元住宅メーカーである株式会社棟匠^{とうしょう}は、森林整備を通じて地球温暖化防止など森林の有する公益的機能に関する理解を深めることを目的に、平成 26 年度に署と 5 か年の協定を締結し、「未来へ繋ぐ棟匠の森」を設定しました。設定後に、公募による一般参加者と社員等によるスギの植栽を実施して以降、毎年下刈等の森林整備を実施しています。

平成 30 年度には、当該箇所において、署職員と地元林業事業体の指導の下、社員約 50 名で下刈を行いました。

同署では、引き続き企業などに社会貢献活動としてのフィールドを提供することにより、国民参加の^{もり}森林づくりを推進していくこととしています。

(関東森林管理局 茨城森林管理署)



場 所：茨城県常陸大宮市 ^{ひたちらおみやし} 越路国有林 ^{こいじ}

説 明：写真は、平成 26 年度の植付作業の様子（上）と、平成 28 年度（左下）及び平成 30 年度（右下）の下刈作業の様子です。

事例 国有林野を活用した伝統文化の継承の貢献

木曾森林管理署南木曾支署では、歴史的に重要な木造建築物の屋根資材に利用されている檜皮ひわだの確保と採取を行う原皮師もとかわしの育成を目的に、公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会と「木の文化を支える森」の協定を締結し、「檜皮の森」を設定しています。

保存会では、これまでに檜皮採取とともに後継者の育成研修会、地元児童等への実演会、歩道整備を実施してきました。平成30年度には、樹齢100年を超えるヒノキ大径木から檜皮約5トンを取採しました。また、地域の小学生や林業大学校生を対象とした採取実演を実施しました。

今後も、檜皮の持続的な供給と採取技術の伝承の場として、国有林を提供するとともに、檜皮採取に配慮した森林施業を継続していくこととしています。

(中部森林管理局 木曾森林管理署南木曾支署)



場所：長野県木曾郡南木曾町 賤母国有林

説明：写真は、檜皮の採取作業の様子（左）と、地域の林業大学校生を対象とした採取実演の様子（右）です。

ウ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途中の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約延長が可能となるよう運用しています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、平成 30 年度までに 2,195 か所で売却し、一口（50 万円）当たり、平均で約 30 万円の分収額になっています。

表－１１ 分収林の現況面積

（単位：ha）

区 分	平成 30 年度	（参考）平成 29 年度
分収造林	105,716	109,323
うち法人の森林	1,006（292 か所）	1,008（311 か所）
分収育林	12,842	13,736
うち法人の森林	1,333（179 か所）	1,342（181 か所）

注：各年度期末現在の数値である。

事例 「法人の森林」による森林づくり

奈良森林管理事務所では、平成8年度に国有林の「法人の森林」制度を利用し「コニカミノルタの森林」を設定しています。

この森林は、コニカミノルタ労働組合が、地球環境の保全を通じて社会に貢献し、組合員やその家族に自然とのふれあいの場を提供する目的で設定したもので、平成30年度には、組合員やその家族36名による保育間伐や歩道整備が実施されました。

奈良森林管理事務所では、こうした森林整備活動に対して技術指導といった支援を行うこと等により、今後も国民参加の森林づくりへの関心を高めていくこととしています。

(近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)



場所：奈良県吉野郡大淀町 よしのぐんおおよどちょう 高取山国有林 たかとりやま

説明：写真は、保育間伐の様子（左上）と、歩道整備の様子（右下）です。



美しい森 秋のカラーコレクション

撮影者：白山 健悦

(わたしの美しい森フォトコンテスト・東北森林管理局長賞)

(青森県とわだしおいらせ十和田市奥入瀬溪流 (東北森林管理局管内))

2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPOなど地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用などによる来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」（GSS：森林保護員）が巡視活動を行っているほか、樹木を損傷しないことやゴミの持ち帰りなどの入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備などを行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

事例 グリーン・サポート・スタッフ（GSS）による森林の保全管理

世界自然遺産※に登録されている知床^{しれとこ}では、登山者や入込者^{いりこみしや}の集中による植生荒廃やゴミの不法投棄等が懸念されています。

知床森林生態系保全センターでは、知床世界自然遺産登録地の国有林についてGSSによる巡視や入込者へのマナーの普及啓発を行い、森林生態系の保全管理に努めています。

平成30年度には、GSS延べ315人による巡視を行い、入込者の適正利用に向け取り組むとともに、外来植物であるアメリカオニアザミやアラゲハンゴンソウ等の駆除、歩道等の整備を実施しました。

今後も、入込者に対する利用マナーの普及啓発を行うとともに、巡視を通して森林生態系の保全管理に努めることとしています。

（北海道森林管理局 知床森林生態系保全センター）



場所：北海道斜里郡斜里町^{しやりぐんしやりちょう}ほか

説明：写真は、外来植物であるアメリカオニアザミを駆除している様子（左上）と注意喚起のための看板設置作業の様子（右下）です。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めています。昭和 54 年度の 149 千 m^3 をピークに減少傾向にあり、平成 30 年度の被害量は、29 千 m^3 （対前年度比 87%）となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

また、近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が、東北地方等で発生しています。平成 30 年度の国有林野における被害量は、5 千 m^3 （対前年度比 46%）となりました。

表－１２ 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成 30 年度	(参考) 平成 29 年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		29	33
防 除	予 防	特別防除 (ha)	2,438
		地上散布 (ha)	1,732
	駆 除	伐倒駆除 (千 m^3)	13
		特別伐倒駆除 (千 m^3)	6

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
 4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破碎又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
 5 予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

事例 地域と連携した「楯の松原」保全の取組

福岡森林管理署では、強風や飛砂、高潮の害を防ぎ、地域住民の生活に欠かすことのできない松原を保護するため、薬剤の散布や被害木の伐倒駆除等による松くい虫被害対策に取り組んでいます。

管内にある松原の一つである「楯の松原」では、「筑前新宮に白砂青松を取り戻す会」等が中心となって、地域の中高生を対象に、松林が発揮している役割や、長年にわたり育成や維持に取り組んできた先人の苦勞と松林保全の重要性について、普及・啓発に取り組んでいます。

平成30年度には、地元自治体、「筑前新宮に白砂青松を取り戻す会」、環境・防犯パトロール隊などの地域関係者と連携して、地元の県立高校に通う2年生395名に技術指導をしながら、「楯の松原」内の森林整備を行いました。

今後も、身近にある松林やその保全活動への関心を得つつ、地域の関係者と連携して取り組んでいくこととしています。

(九州森林管理局 福岡森林管理署)



場所：福岡県糟屋郡新宮町 下府浜国有林

説明：写真は、地元の高校生による森林整備体験の様子です。

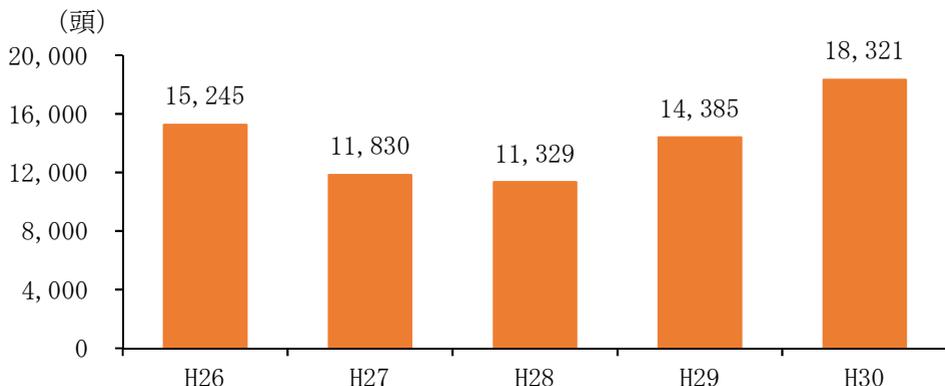
③ 鳥獣被害の防除

近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等、鳥獣による森林・林業被害が深刻化しており、希少な高山植物など他の生物の脅威にもなっています。

国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、地域の特性に応じて、個体群管理（鳥獣の捕獲）、生息環境管理（鳥獣の隠れ場所の除去等）、被害防除（防護柵の設置等）等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、捕獲鳥獣のジビエ利用等にも積極的に取り組むとともに、野生鳥獣捕獲のためのわなの貸与などの捕獲協力も行っています。

図一七 国有林野におけるシカ捕獲頭数



注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

事例 ICTを活用したシカ捕獲通知システム

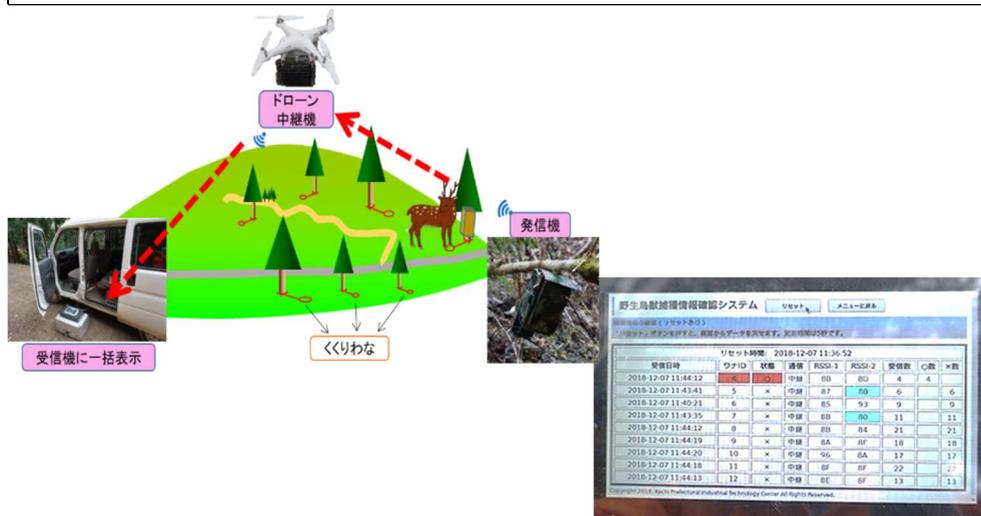
深刻化するシカ被害対策として、わなによる捕獲が進められていますが、山間地に複数設置したわなの巡回作業の負担軽減が課題となっています。

四国森林管理局では、これまで受信範囲が限定されていた捕獲通知システムについて、簡易無線通信を中継することで、遠隔地から捕獲状況を確認する手法の開発に取り組んでいます。

平成30年度には、簡易無線通信の中継機を搭載した無人航空機をわな設置箇所上空で旋回させることで、わなから送信される作動状況を中継し受信機に通知する方法と、区域内に据え付けた簡易無線通信の中継機を経由してリアルタイムでわなの作動状況をスマートフォン等に通知する方法の実証試験を行い、いずれの方法も現地で利用可能であり、わなの巡回作業を大幅に軽減できるという結果が得られました。

今後も、シカ捕獲対策の強化に向け更なる実証試験を進めるとともに、管内の各署や民有林への普及を目指すこととしています。

(四国森林管理局)



場所：高知県安芸市ほか

説明：図は、無人航空機を活用したシカのわな捕獲通知システム（左上）と受信機に一括表示されたわな作動状況（右下）です。

(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進

国有林野には、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息地等が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年(1915年)に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

平成31年4月現在で設定されている保護林は、約97万8千ha、667か所となっています。これら保護林の保護・管理については、簡素で効率的な管理体制の下、森林や動物等の状況変化について定期的にモニタリング調査を行っており、必要に応じて植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来種の駆除等にも取り組んでいます。なお、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産の「^{しれとこ}知床」、「^{しらかみさんち}白神山地」、「^{おがさわらしょとう}小笠原諸島」及び「^{やくしま}屋久島」の登録に当たって、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための保護担保措置とされています。

表－１３ 保護林区分

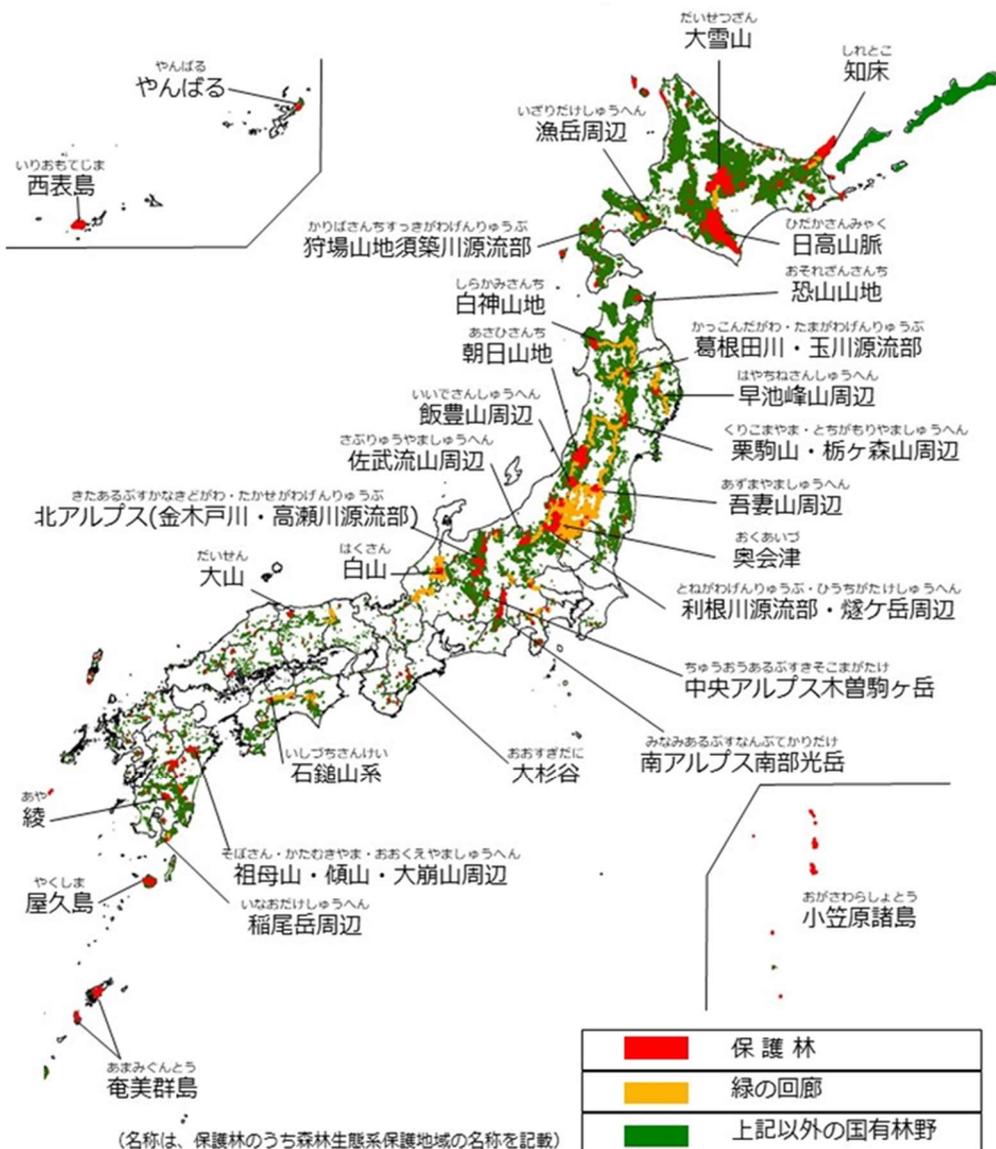
保護林区分	箇所数	面積 (万 ha)	特 徴	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31	70.1	我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	知床（北海道）、 白神山（青森県、 秋田県）、 小笠原（東京都）、 屋久島（鹿児島県）
生物群集 保護林	96	23.7	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	八ヶ岳（長野県）、 剣山（徳島県）、 普賢岳（長崎県）
希少個体群 保護林	540	4.0	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	狩場山雪田植生（北海道）、 千手ヶ原ミズナラ・ ハルニレ（栃木県）、 高野山コウヤマキ (和歌山県)
合計	667	97.8		

② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者とも連携しつつ、野生動物の自由な移動の場として緑の回廊を設定しています。平成 31 年 4 月現在の、国有林野における緑の回廊は、24 か所、約 58 万 4 千 ha となっています。

緑の回廊においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹の積極的な保残、猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るためのうっ閉した森林の伐開等、研究機関等とも連携しながら野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

図一八 「保護林」と「緑の回廊」位置図



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

事例 森林生態系保護地域における高山植物の保全に向けた取組

岩手県中央部に位置する早池峰山^{はやちねさん}周辺には、ブナやヒノキアスナロを主体とする天然林が存在しているほか、原始的な自然が良好に保持されており、東北森林管理局では、この地域を森林生態系保護地域に設定し、保護・管理に取り組んでいます。

このような中、近年、この地域におけるニホンジカの生息密度の増大と高山植物への食害の増加が確認されました。

これを受けて、平成30年8月から、貴重な高山植物を保全するために、県、地元関係者、学識経験者と連携して、コアツモリソウやハヤチネウスユキソウ等の生育地に防護柵を設置しました。

今後も県、地元関係者、学識経験者と連携して、モニタリング調査等を通じて実態を把握していくとともに貴重な高山植物の保全に取り組むこととしています。

(東北森林管理局)



場 所：岩手県宮古市^{みやこし} 門馬山^{かどまやま}国有林ほか

説 明：写真は、コアツモリソウ生育地での防護柵のネット張りの様子（左上）と、早池峰山固有種のハヤチネウスユキソウ（右下）です。

事例 東中国山地緑の回廊巡視の実施

鳥取森林管理署では、東中国山地緑の回廊において、野生動植物の保護と森林保全に関する啓発活動を登山者に対して行うとともに、樹木の生育状況や森林病虫害、鳥獣被害、風水害、不法投棄等の状況を確認するための巡視を実施しています。

平成30年度には、約5千人の登山者等へのパンフレット配布、森林での禁止行為等の呼びかけによる啓発活動を行いました。また、森林被害状況の確認のための巡視を行いました。

今後も、緑の回廊の重要性や生物多様性の大切さについて、関心や理解を深められるよう、継続してPRに取り組むこととしています。

(近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署)



場 所：鳥取県八頭郡若桜町 や ず ぐ ん わ か さ ち ょ う 氷ノ仙国有林ほか ひ よ う の せ ん

説 明：写真は、東中国山地緑の回廊の遠景（左上）と啓発活動の様子（右下）です。

③ 希少な野生生物の保護の推進

国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護を進めるため、国有林野事業では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく保護増殖事業*の実施等に取り組んでいます。

また、希少猛禽類のイヌワシ等の生息環境を維持するために、巡視等を実施した上で、専門家と連携しながら狩場の創出につながる伐採方法を工夫した森林施業を行うなど、森林生態系の保全に努めています。

④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進

国有林野内における希少な野生生物の保護や自然環境の保全を進めるため、地域住民や環境保護に関心が高いNPO等と連携し、高山植物の盗採掘の防止等のための巡視を行うとともに、希少な野生生物の保護や、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

⑤ 環境行政との連携

国有林野内の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画*」や「自然再生事業実施計画*」及び「生態系維持回復事業計画*」を策定し、連携した取組を進めています。

また、森林生態系保護地域の設定や「地域管理経営計画」等の策定に先立つ関係機関との連絡調整を行っています。

事例 希少動物の保護に関する取組

中部森林管理局では、国の特別天然記念物で絶滅危惧 I B 類に指定されているライチョウの保護を図るため、平成 26 年度より生息状況の確認及び生息環境の巡視等を実施しています。

平成 30 年度には、延べ 60 人による巡視を実施し、登山者延べ 226 人に対してライチョウについて解説をするるとともに、ロープ内へ立ち入っていた登山者に登山マナーに関する注意喚起を行いました。また、巡視中には、投げ捨てられたゴミの収集やライチョウの目撃記録の収集等も並行して実施しました。

引き続き、こうした活動によりライチョウの生息環境の保全に取り組むこととしています。

(中部森林管理局)



場 所：長野県北安曇郡白馬村 きたあづみぐんはくばむら 白馬山国_{ほくばやま}有林

説 明：写真は生息確認されたライチョウ（左上）と、巡視作業の様子（右下）です。

事例 ^{しらかみさんち} 白神山地世界遺産地域におけるNPO等と連携した活動

^{つがるしらかみ} 津軽白神森林生態系保全センターでは、白神山地世界遺産地域周辺の人工林において、ブナ林を主体とする原生的な天然林の再生活動に取り組んでいます。

取組の推進に当たっては、地域の学識経験者、地元自治体関係者、NPO等で構成される「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」で情報共有しながら、円滑な活動の実施を図っています。

平成30年度には、7月と9月の2回で延べ33人が一般公募により参加し、ブナなどの広葉樹の苗木を植栽しました。

ブナ林を主体とする原生的な天然林の再生には長い年月が必要となることから、地域と連携しつつ、長期的な視点で活動を継続していくこととしています。

(東北森林管理局 津軽白神森林生態系保全センター)



場所：^{なかつがるぐんにしめやむら} 青森県中津軽郡西目屋村 ^{おにかわべ} 鬼川辺国営林

説明：写真は、一般公募者による植栽作業の様子です。

3 国有林野の林産物の供給

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材安定供給体制の構築等を図るため、機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。また、これまで未利用であった小径材等についても、安定供給を通じて、新たな需要開拓に取り組むこととしています。

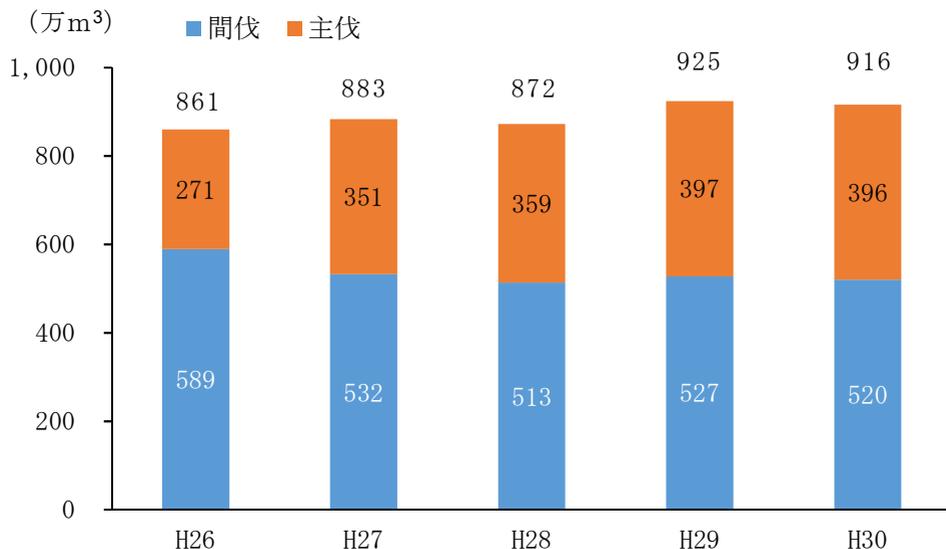
平成 30 年度には、916 万 m^3 の立木を伐採し、全国的なネットワークを活用して、丸太と立木を合わせ、約 428 万 m^3 の木材（丸太換算）を供給しました。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化などに取り組む集成材^{*}・合板^{*}工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売^{*}」に取り組んでおり、平成 30 年度のシステム販売による丸太供給量は、184 万 m^3 となっています。

さらに、木材の供給時期や樹材種等の情報はインターネット等も活用し、迅速かつ広範囲に提供しています。

このほか、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活用し、民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給にも取り組みました。

図－9 国有林野事業における立木の伐採量



注：1 伐採量は、国有林内で伐採等をした立木の材積（林地残材等を含む）である。
 2 計の不一致は四捨五入によるもの。

表－14 国産材供給量に占める国有林材（丸太換算）の割合

（単位：万m³）

区分	平成 30 年度	（参考）平成 29 年度
国有林材供給量 （国産材供給量に占める割合）	428 〈167〉 （—）	440 〈171〉 （15％）
（参考）国産材供給量	—	2,953

注：1 国有林材供給量の〈〉書は、立木販売*量（H30：315万m³、H29：318万m³）を丸太換算した推計量で内数。
 2 官行造林の立木販売量（H30：13万m³、H29：17万m³）を丸太換算した推計量を含む。
 3 （参考）国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、用材、しいたけ原木、燃料材の供給量で、暦年の合計である。
 4 平成30年の木材需給表が未確定のため、平成30年の国産材供給量及び国産材供給量に占める国有林材供給量の割合の数値は記載していない。

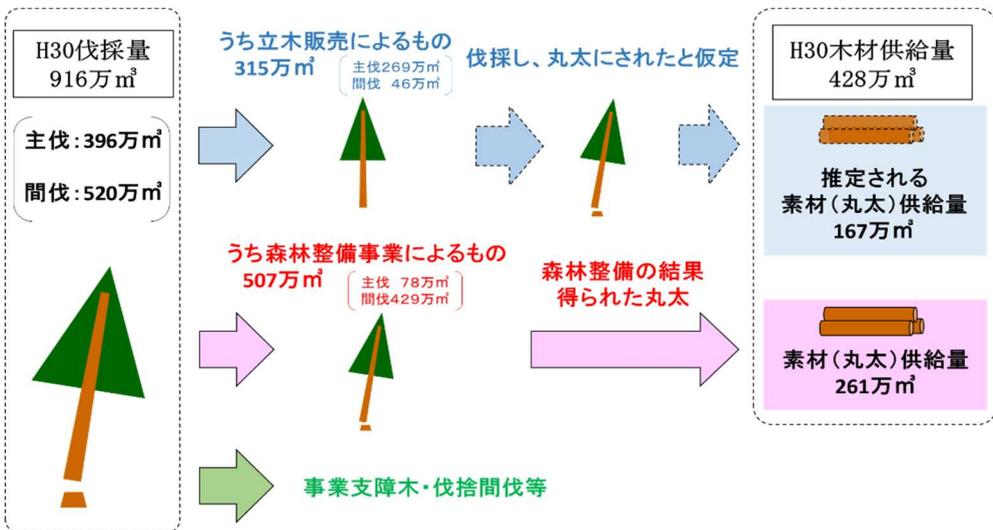
表－１５ 国有林野事業における素材（丸太）供給量

(単位：万 m³)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
素材（丸太）販売量	247	255	260	269	261
うち	141	157	178	193	184
システム販売量	(57%)	(62%)	(68%)	(72%)	(70%)

注：（ ）書は、素材（丸太）販売量全体に占めるシステム販売の割合である。

図－１０ 伐採量、供給量、販売量の関係について



表－１６ 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績

(単位：千 m³)

樹種名	平成30年度	(参考)平成29年度
ヒバ	8.6	8.7
木曽ヒノキ	0.5	0.7

事例 需要動向に応じた広葉樹材供給の推進

広葉樹材は、家具材などとして一定の需要がありますが、資源が散在していることなどの理由により、安定供給が難しく、民有林に比べ資源がある程度まとまっている国有林からの供給が期待されています。

東北森林管理局では、全国でも比較的広葉樹資源が豊富である特徴を生かして、森林生態系の保全等に配慮しつつ、需要に応じた広葉樹材の供給に取り組んでいます。

広葉樹材は、一般的に流通している人工林由来の針葉樹材に比べ、樹種や形質が多様であり、家具などの用途に合わせて丸太を生産することが求められます。このため、平成30年度に広葉樹丸太の生産方法に関する検討会を管内21の森林管理署等で実施するとともに、市場において実際に流通している広葉樹丸太の取引状況の研修会を実施しました。また、森林生態系の保全等に配慮しつつ、伐採跡地に再生した広葉樹林（二次林）の計画的な伐採にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、7割の署において、家具などの素材向けに利用される広葉樹の供給割合が増加しており、引き続き、取組を推進し需要動向に応じた広葉樹材の供給に努めることとしています。

(東北森林管理局)



場 所：秋田県北秋田郡上小阿仁村ほか

説 明：写真は、採材現地検討会の様子（左）と、原木市場での勉強会の様子（右）です。

事例 地域の伝統行事を支える木材供給

約 300 年の伝統を誇り国の重要無形民俗文化財に指定されている「日田祇園祭」に使用する山鉾の車輪は、曳き回しによる摩耗などにより数年毎の交換が必要となりますが、近年、原材料であるアカマツ大径木の入手が困難な状況にありました。

大分西部森林管理署では、地元からのアカマツ大径木供給に対する要望を受けて、平成 30 年 10 月に署管内の国有林から山鉾の車輪用としてアカマツを供給しました。

今後も、このような「地域の声」に応える取組を進めつつ、伝統的な行事の継承に貢献することとしています

(九州森林管理局 大分西部森林管理署)



場所：大分県玖珠郡九重町 瀬ノ本国有林ほか

説明：写真は、日田市との現場確認の様子（左上）と製材の様子（右上）、日田祇園で使用された山鉾の車輪（下）です。

事例 伝統工芸等に向けた屋久杉土埋木の供給

屋久島^{やくしま}では、江戸時代から天然スギである屋久杉（一般に樹齢千年以上のものを指す）の伐採が行われ、1980年代までは屋久島森林管理署においても伐採してきました。その後、森林生態系保全等に配慮して、屋久杉の伐採は行わなくなりましたが、屋久杉を使った伝統工芸品の材料確保のニーズに応えるため、過去の伐採で山中に残された切り株・幹や台風などで倒れた倒木（土埋木）のうち、活用可能な材を全国に計画的に供給してきました。

一方、こうした屋久杉土埋木の資源には限りがあることから、平成31年3月をもって、全国的に広く供給することは取りやめることとしました。

今後は、屋久杉工芸品の伝統技術を引き継ぐ島内の工場を対象に、少量を引き続き供給していくこととしています。

（九州森林管理局 屋久島森林管理署）



場所：鹿児島県熊毛郡屋久島町^{くまげんやくしまちょう} 大川国有林ほか^{おおこ}

説明：写真は、屋久杉土埋木生産の様子（左上）と、土埋木の市の様子（右下）です。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

森林・林業の再生に向け、国産材の安定的で効率的な供給体制の構築が重要な課題である中で、国有林野事業においては、システム販売によって需要者への安定供給等に取り組んできたこれまでの実績を活用し、国有林と民有林が協調して木材を出荷する、という民有林と連携したシステム販売の取組を拡げていくこととしています。また、民有林と連携して素材生産事業の見通しをホームページに公表する取組も進めています。

さらに、全国的なネットワークを持ち、木材を安定的に供給している国有林野事業の特性を活用し、地域の木材需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能を発揮するため、民有林や木材の加工・流通の関係者、有識者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を設置し、地域の木材価格や需要動向の的確な把握と対応に努めています。なお、平成30年度は、すべての森林管理局における国有林材供給調整検討委員会において「供給調整を要しない」との検討結果となりました。

表－17 民有林と連携したシステム販売による木材供給量

区 分	平成30年度	(参考) 平成29年度
協定者数(者)	32	21
木材供給量(千 m^3)	126.3<4.1>	87.3<3.2>
うち民有林材	23.0<2.0>	17.3<1.7>
うち国有林材	103.3<2.0>	70.0<1.4>

注：1 木材供給量の〈 〉は、立木販売量(H30：総計6.3千 m^3 、民有林材3.1千 m^3 、国有林材3.1千 m^3)を丸太換算した推計量で内数。

2 計の不一致は四捨五入によるもの。

事例 民有林と連携したシステム販売の推進

関東森林管理局では、民有林と国有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業せぎょうの集約化、未利用間伐材の有効利用等の取組を促進するため、局・署が一体となって民有林所有者等と連携したシステム販売の取組を進めています。

平成30年度には、新規の民有林所有者等の参加が得られるよう、署等から民有林所有者等に対して、民有林と国有林が連携したシステム販売の目的、協定までの手続、メリット等を説明し、システム販売への参加を働きかけました。

その成果もあり、平成26年度の協定数1件・民有林材の協定量約400m³から始まったシステム販売の協定が、平成30年度には、21件・民有林材の協定量約6,700m³まで拡大しました。

今後も、これまで協定に参加していない民有林所有者等への働きかけを行うことで、全署等に取組を拡大していくこととしています。

(関東森林管理局)



場所：栃木県那須塩原市 上黒国有林ほか

説明：写真は、民有林連携システム販売における高性能林業機械（プロセッサ）による造材作業（左上）と生産した丸太の土場への集積（右下）の様子です。



システム販売における林道沿いを活用したストックポイント
(関東森林管理局)

4 国有林野の活用

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、再生可能エネルギーの利用による発電等に寄与するため、地方公共団体、地元住民等に対して国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定等を行っています。

平成 30 年度末現在で約 7 万 1 千 ha の貸付け等を行っており、農地や採草放牧地が約 1 割、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が約 5 割を占めています。

また、東日本大震災からの復興のため、汚染土壌の仮置場等として、国有林野の無償貸付け等を引き続き行っています(103 ページ参照)。

表－18 国有林野の用途別貸付け等の状況 (単位：ha)

区 分	平成 30 年度	(参考) 平成 29 年度
農耕・採草放牧地	10,288 (14)	10,469 (15)
道路敷	14,397 (20)	14,422 (20)
電気・通信事業用地	17,174 (24)	17,059 (24)
ダム・堰堤敷	3,314 (5)	3,308 (5)
森林空間総合利用事業用地	9,015 (13)	8,981 (13)
その他	16,988 (24)	17,295 (24)
合 計	71,175 (100)	71,533 (100)

- 注：1 面積は、各年度期末現在の数値である。
2 貸付け等には、貸付け、使用許可・承認を含む。
3 () 書は、合計に占める用途別の比率 (%) である。
4 計の不一致は、四捨五入による。

表－１９ 国有林野の用途別売払い状況

(単位：ha)

区分	平成 30 年度	(参考) 平成 29 年度
所管換・所属替	101 (57)	38(40)
公用・公共事業用	75 (42)	52(55)
産業振興用	3 (1)	3 (3)
その他	0 (0)	2 (2)
計	178 (100)	95(100)

注： 1 () 書は、計に占める用途別の比率(%)である。

2 売払いには、無償の所管換・所属替・譲与を含む。

3 計の不一致は、四捨五入による。

事例 地熱発電事業のための国有林野の貸付け

秋田森林管理署湯沢支署では、再生可能エネルギーである地熱発電事業のための国有林野の活用要望を受け、「山葵沢地熱発電所」(発電出力 46,199kW) 用地のほぼ全域に当たる約 25ha の国有林野を事業者に貸し付けています。

平成 27 年度から、本格的に建設工事が行われ、施工に当たっては県道から目立たないような配置・配色とすることで景観に配慮した発電所が完成し、令和元年 5 月に運転が開始されました。なお、1 万 kW を超える大規模地熱発電所の稼働は、国内では 23 年ぶりとなります。

(東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署)



場 所：秋田県湯沢市 高松沢国有林ほか

説 明：写真は、完成した発電所の全景（左）と発電機（右）です。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として国民に提供しており、平成30年度は、延べ約1億4千万人の利用がありました。

また、特に景観等の優れた「レクリエーションの森」を「日本美しの森 にっぽんうつく お薦め国有林」として93箇所選定し、多言語による情報発信や重点的な環境整備等に取り組んでいます。

さらに、平成30年度は、地域の森林を活用した観光推進の支援として、平成29年に続いてマッチング・セミナーを開催しました。

引き続き、地域の利用状況等を踏まえた上で、快適な利用環境が確保できるよう、「レクリエーションの森」の設定の見直しや、地域と連携した管理体制の充実、木道等の整備等に努めていくこととしています。

表-20 レクリエーションの森の現況及び利用者数

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積 (千ha)	利用者数 (百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	83	96	11	たかおさん 高尾山(東京)、あかさわ 赤沢(長野)、つるぎさん 剣山(徳島)、やくしま 屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	107	26	16	しらかみさんち 白神山地・暗門の滝(青森)、たき 釜ノ平(福島)、きんかざん 金華山(岐阜)
風景林	246	103	84	えりも(北海道)、あしのこ 芦ノ湖(神奈川)、あらしやま 嵐山(京都)
森林スポーツ林	32	3	3	みいけ 御池(福島)、たきごし 滝越(長野)、おうぎのせん 扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	173	50	15	てんぐやま 天狗山(北海道)、うらぼんだい 裏磐梯デロ平(福島)、むこうざかやま 向坂山(宮崎)
風致探勝林	86	15	8	ぬくみ だいら 温身平(山形)、こまがたけ 駒ヶ岳(長野)、にじのまつばら 虹ノ松原(佐賀)
合計	727	292	137	

注：1 箇所数及び面積は平成31年4月1日現在の数値であり、利用者数は平成30年度の参考値である。

2 計の不一致は、四捨五入による。

事例 都市部におけるレクリエーションの森の広報

林野庁では、森林の魅力や国有林の様々な取組を知っていただくために、定期的に、農林水産省1階の「消費者の部屋」において、レクリエーションの森や森林環境教育の取組等の紹介を行っています。

平成30年度には、冬の身近な森林レクリエーションの場として国有林内のスキー場を紹介したほか、レクリエーションの森に関するパンフレットの配布、森林環境教育に関するパネル展示、木工作品の展示、更に「日本美しの森 お薦め国有林」のパネル展示を通じ、国有林の魅力^{にっぽんうつく}をPRしました。来場者からは、「子どもと一緒にいきたい」「身近に多くの国有林があることに驚いた」といった声がありました。

今後も来場者の声も参考にしながら、「日本美しの森 お薦め国有林」を動画で紹介するなど更に魅力的なPRを行うこととしています。

(林野庁)



場所：東京都千代田区 農林水産省

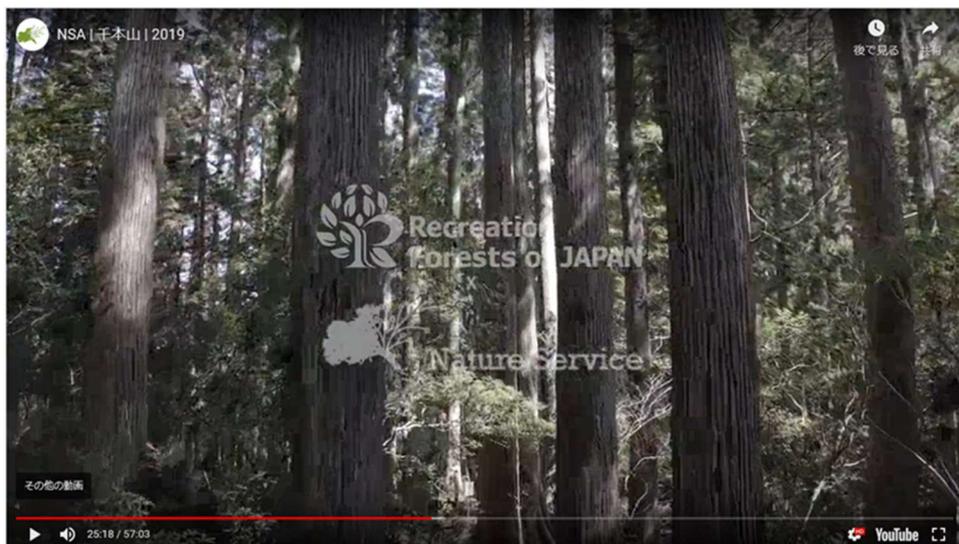
説明：写真は、展示中の消費者の部屋（左）と、多くの反響を呼んだキャッチコピー（右）です。

事例 動画による「日本美しいの森 お薦め国有林」の魅力の発信

林野庁では、「日本美しいの森 お薦め国有林」のうち、10階建てのビルよりも高い魚梁瀬杉が見渡す限り林立している千本山風景林（四国森林管理局 安芸森林管理署）ほか3か所において、その魅力をよりわかりやすく発信するため、無人航空機を使用した撮影を行っています。中でも千本山風景林の動画は、巨大な魚梁瀬杉の森に抱かれる独特な雰囲気と圧倒的な迫力が伝わるものとなっています。

これらの動画を林野庁ホームページやメディア等で公開することにより、「日本美しいの森 お薦め国有林」の魅力の発信を一層強化していきます。

（林野庁）



場所：高知県安芸郡馬路村 千本山国有林

説明：画像は、千本山風景林の動画の一場面です。

- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

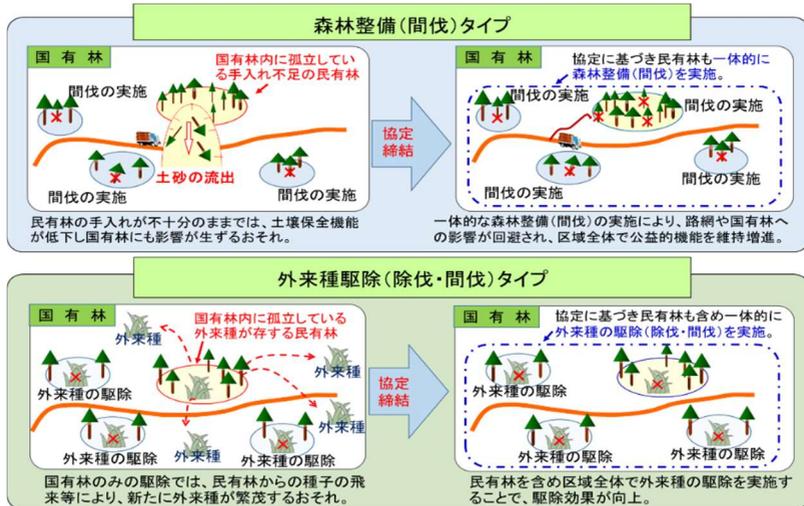
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野において、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような民有林野について、森林所有者等と森林管理局長が協定を締結し、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が平成 24 年の森林法等の改正により創設されました。

本制度の活用により、現在までに 20 か所で協定を締結（うち 9 か所は協定を終了）し、民有林野と一体となって、公益的機能の維持のための間伐等の実施、世界自然遺産地域の保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んできました。

図－１１ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



表－２１ 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
森林整備 (間伐) の実施	東北	上小阿仁支署 <small>かみこあに</small>	1	30.68ha
		仙台森林管理署 <small>せんだい</small>	1	6.94ha
	関東	天竜森林管理署 <small>てんりゅう</small>	2	59.85ha
		塩那森林管理署 <small>しんな</small>	1	24.28ha
		茨城森林管理署	2	65.41ha
		日光森林管理署 <small>にっこう</small>	4	230.73ha
	中部	北信森林管理署 <small>ほくしん</small>	2	27.29ha
	近畿中国	奈良森林管理事務所	1	26.90ha
		広島北部森林管理署 <small>ひろしまほくぶ</small>	1	14.41ha
	四国	嶺北森林管理署 <small>れいほく</small>	1	47.28ha
九州	鹿児島森林管理署 <small>かごしま</small>	1	37.76ha	
	北薩森林管理署 <small>ほくさつ</small>	1	20.94ha	
外来種の 駆除	関東(小笠原)	関東森林管理局(局直轄)	1	2.21ha
	九州	屋久島森林管理署 <small>やくしま</small>	1	0.75ha
合計			20	595.43ha

注：1 平成31年3月末現在の状況。

2 協定数20のうち、上小阿仁支署、天竜署、日光署2か所、奈良所、嶺北署、鹿児島署、関東局(局直轄)、屋久島署の協定は終了している。

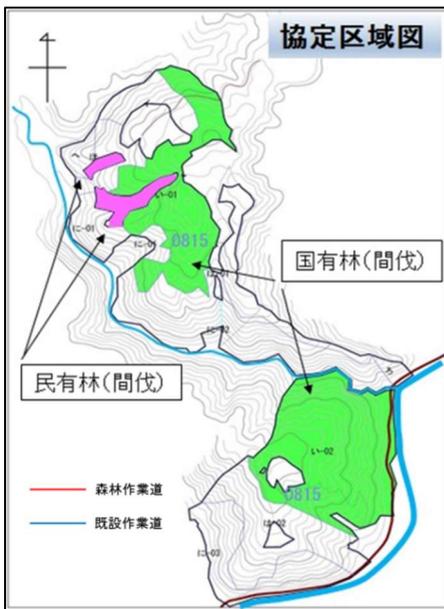
事例 公益的機能維持増進協定に基づく森林整備（間伐）の実施

ひろしまほくぶ じんせきぐんじんせきこうげんちょう
広島北部森林管理署では、神石郡神石高原町の国有林に介在する民有林所有者に対して、森林の公益的機能を維持増進する上で、該当する民有林と周辺の国有林を一体的に整備することが適切である旨を説明し、これらの整備を国がまとめて実施することについて理解が得られたことから、平成 28 年度に公益的機能維持増進協定を締結しました。

平成 30 年度には、民有林 0.79ha と隣接国有林 13.35ha において、一体的に森林整備（間伐）を行い、山地災害の防止や水源の涵養等の森林の公益的機能の維持増進に向けた施業を実施しました。

今後は、協定対象区域の民有林と国有林の状況を把握し、森林整備による効果の分析・評価を行うこととしています。

（近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署）



場 所：広島県神石郡神石高原町

説 明：図は、平成 28 年度に締結した協定区域図、写真は、間伐実行前の民有林所有者との打合せの様子（右上）と間伐実行後の様子（右下）です。

6 国有林野の事業運営

6 国有林野の事業運営

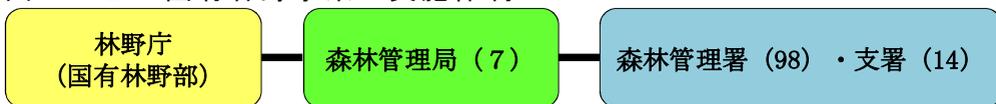
国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署等の下、一般会計で実施する事業に移行したことを踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等に対応した組織とし、また、基本的に民間事業者へ委託できる事業は委託するとともに、情報システムの活用等に取り組み、効率的な管理経営に努めています。

(1) 民間委託の推進

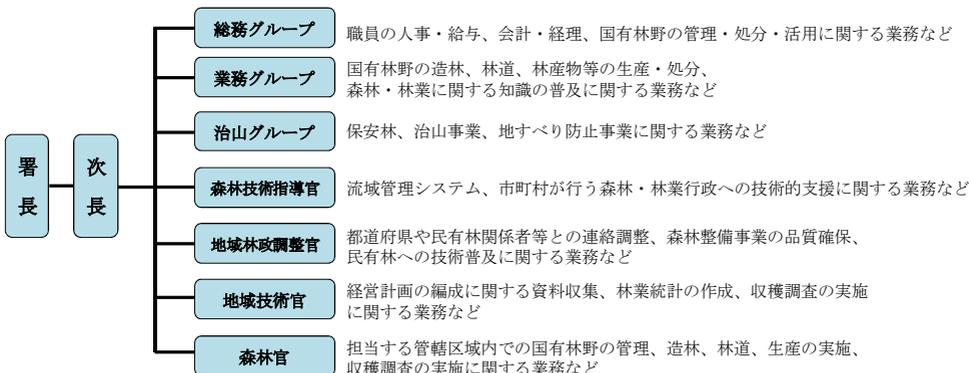
国有林野事業における森林整備等の実施については、民間事業者への委託を基本としており、伐採（素材生産）や植栽及び保育について、そのすべてを民間委託により実施しました。

なお、平成30年度は国有林野事業を受託した林業事業者等で、7件の重大災害が発生するなど労働災害が発生しており、林業の現場での労働安全衛生の確保が図られるよう、契約時における安全指導や請負実行中の現場巡視等に引き続き取り組んでいます。

図－１２ 国有林野事業の実施体制



図－１３ 代表的な森林管理署の事業実施体制



表－２２ 請負事業等における重大な災害の発生状況

(単位：件)

区 分		重大な災害の発生件数		
		平成 30 年度	(参考)平成 29 年度	(参考)平成 28 年度
請負事業	素材生産・造林請負	5	5	-
	林道	-	-	-
	治山	1	-	-
	その他	-	-	-
立木販売		1	2	1
合 計		7	7	1

注：1 重大な災害は、①死亡災害、②労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、③同一災害で3名以上の被災者を出した災害、④第三者を死傷させた事故、⑤その他特に異例な事故又は災害である。

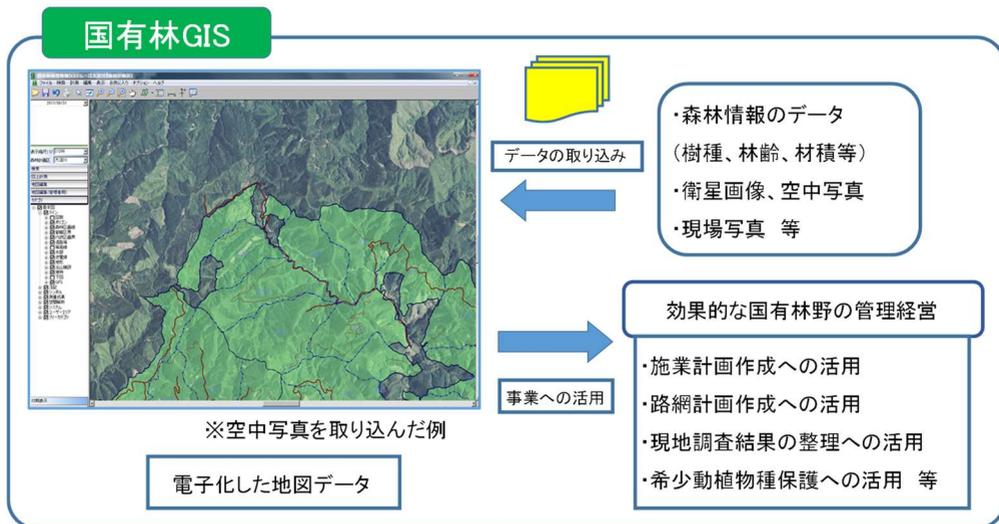
2 その他は、トラック運搬（荷卸し作業）、素材運搬である。

(2) 情報システムの活用

平成30年度は、事務処理の効率化を図るため、国有林野情報管理システム等の安定的な稼働や、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達等に努めました。

また、国有林GIS^{*}を活用し、施業計画の作成とともに、森林施業や路網整備、災害調査等の様々な事業の効果的・効率的な実行に取り組んでいます。

図-14 国有林GISの活用



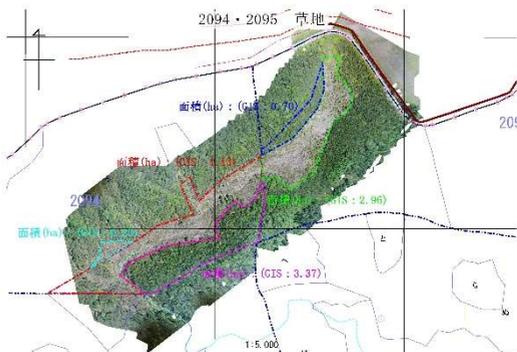
事例 無人航空機を活用した森林情報の整備

中部森林管理局では、森林施業などの省力化・効率化を図り、適切な森林管理や林業の成長産業化に資することを目的として、多大な労力と時間を要していた人力による区域確定、距離・面積の測量に代えて、無人航空機を活用し、上空から撮影した画像を用いた計測方法を導入しました。

平成30年度には、草地に天然アカマツの更新木が発生している箇所において、試験的に無人航空機の自動操縦により撮影した連続写真から3D画像を作成し、オルソ補正※した画像（オルソ画像※）をGISに取り込み、データベース化することで、更新木の発生状況等を効率的に把握することができました。

こうした取組は資源調査や施業計画策定に応用できることから、今後は、無人航空機による連続写真の撮影等の操作技術の向上を図り、また、無人航空機の更なる活用方法の検討を行うこととしています。

(中部森林管理局)



場 所：長野県北佐久郡軽井沢町 長倉山国有林

説 明：画像は、無人航空機で撮影した調査箇所の写真から作成した3D画像（左）と、それをオルソ補正してGIS上に取り込んだ図面（右）です。

(3) 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野の管理経営に当たっては、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や、コスト縮減等による計画的かつ効率的な事業の実行に努めています。

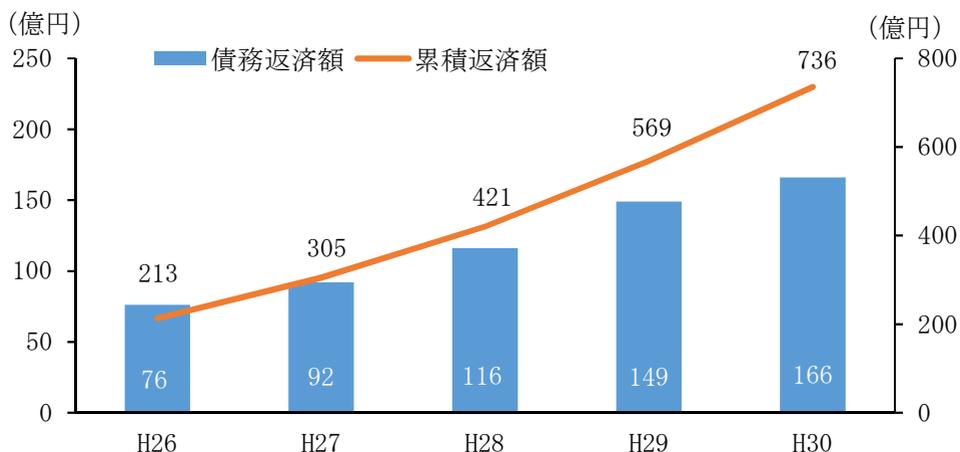
平成 24 年度末に国有林野事業特別会計に属していた債務 1 兆 2,721 億円については、一般会計への移行に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継し、林産物収入等により返済することとされており、平成 30 年度は 166 億円の返済を行い、累積返済額は 736 億円となっています。

(4) 安全・健康管理対策の推進

平成 30 年度の職員の災害の発生件数は、平成 29 年度と同数となっています。

引き続き、重大災害の根絶はもとより、災害の未然防止に向けた取組を推進するとともに、日頃から職員のストレス状況の把握や要因の軽減など心の健康づくり対策にも力を入れることにより、職員の安全確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

図－１５ 国有林野事業の債務返済状況



- 注： 1 累積返済額には、平成 26 年度までの返済額 213 億円を含む。
 2 金額は四捨五入した数値である。

表－２３ 林産物等販売の状況

(単位：万 m³、億円)

区 分	平成 30 年度		(参考)平成 29 年度	
	数 量	金 額	数 量	金 額
林産物等収入	-	296	-	285
立木販売	315	51	318	46
素材販売※	261	245	269	237
その他	-	1	-	1

- 注： 1 数量は、立木販売は立木材積で示し、素材販売は素材（丸太）材積で示している。そのため、数量の計は記載していない。
 2 その他は、雑収である。
 3 立木販売の数量には、分収林及び官行造林の民収分（H30：128 万 m³、H29：130 万 m³）を含む。
 4 立木販売の金額には、立木販売のほかに環境緑化用樹木、立木竹及び幼齢木補償料等を含む。
 5 計の不一致は、四捨五入による。

表－２４ 職員の災害の発生状況

(単位：件)

区 分	災害発生件数			
	死亡	重傷	軽傷	合計
平成 30 年度	1 (3)	6 (21)	22 (76)	29 (100)
(参考) 平成 29 年度	0 (0)	4 (14)	25 (86)	29 (100)
(参考) 平成 28 年度	0 (0)	5 (22)	18 (78)	23 (100)

- 注： 1 重傷は、休業日数 8 日以上を負傷である。
 2 () 書は、合計に占める災害の程度別の比率 (%) である。
 3 計の不一致は、四捨五入による。

7 その他国有林野の管理経営

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

「国民の森林」である国有林野の管理経営をはじめ、民有林への指導やサポートなど森林・林業施策全体の推進に貢献する人材を育成するため、森林技術総合研修所や各森林管理局においては、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、地方公共団体職員等との職員の合同研修などを実施しています。

平成30年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出や、木材の流通・加工、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士（フォレスター）等の育成に資する研修等を実施しました。

また、引き続きOJT※、地方公共団体等との人事交流に取り組みました。

表－25 国有林野事業における森林総合監理士の育成状況

区 分	人 数
平成30年度の国有林野事業職員の合格者数	22名
(参考) これまでの累計合格者数	198名

事例 治山及び林道の技術研修の実施

森林技術総合研修所では、国土保全及び林業の成長産業化等の施策推進に不可欠な基盤的分野における人材育成を目的として、民有林及び国有林における治山事業及び林道事業を担う技術者を対象に、業務の内容や研修生の業務担当経験に応じたコース別の研修をきめ細かに設定し、毎年度継続的に実施してきています。

平成 30 年度は、治山と林道を合わせて 13 の研修コースを都道府県や森林管理局・署の職員等 248 名が受講し、それぞれの事業における計画、調査・設計、施工管理、災害復旧等に関する講義を受けるとともに、近隣県等の現場において、実習や見学を行いました。

今後も、治山・林道という基盤的分野における技術者の育成、技術力向上を図っていくこととしています。

(森林技術総合研修所)



場 所：群馬県きりゆうし桐生市 あかづら赤面国有林ほか

説 明：写真は、治山施設を設計するための現地調査の様子（左）と、林道作
設のための測量実習の様子（右）です。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給（71 ページ参照）、事業の民間委託や技術指導等による事業体・人材の育成（31 ページ、35 ページ参照）、野生鳥獣への対策（59 ページ参照）、国有林野の貸付けや売払い（81 ページ参照）、森林空間の総合利用（83 ページ参照）、民有林と連携した森林施業等の推進（33 ページ参照）や山地災害の防止等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉や安全の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に貢献しています。

事例 北海道胆振東部地震によって発生した災害への対応

平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道勇払郡厚真町あつまちょう北部の私有林において約 13km 四方の範囲で多数の山腹崩壊が発生しました。

北海道森林管理局では、地震発生当日に北海道と合同でヘリコプターによる被害調査を実施しました。また、北海道からの要請により、二次災害の防止と早期復旧を目的に保安林指定作業や無人航空機による被災林道施設等の現況調査、治山事業の設計・積算業務を支援する技術職員を延べ 369 人派遣しました。

また、被災地における木材の安定供給の確保のため、国有林から、立木約 2 万 6 千 m^3 、丸太約 2 万 3 千 m^3 を年度当初の計画に対して前倒し・追加供給しました。

今後も、私有林・国有林を問わず、山地災害発生時に連携して迅速に対応できるよう努めることとしています。

(北海道森林管理局)



場 所：北海道勇払郡厚真町ほか

説 明：写真は、被災地の現況調査の様子（左）とヘリコプターにより確認された森林被害状況（右上）、業務支援の様子（右下）です。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災の発生から平成31年3月で8年が経過しました。復旧・復興に当たって、国有林野事業では、地域に密着した国の出先機関として地域の期待に応えた取組を行ってきました。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、学識経験者からの意見も踏まえて、生物多様性の保全にも配慮しながら取り組んでいます。樹木の生育基盤の造成に当たっては、安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材も盛土材として積極的に活用し、その後の植栽については、企業やNPO等の協力も得ながら取り組みました。

また、地域の復興に資するため、汚染土壌の仮置場のための国有林野の貸付け等を行っています。

さらに、関係機関と協力しながら、生活圏周辺の国有林野の除染に取り組むとともに、福島県内の国有林野をフィールドとして森林における除染に関する知見の集積や林業再生のための実証事業に取り組んでいます。

事例 福島県相双地域における森林整備事業等の本格的な再開

磐城森林管理署では、平成 29 年度に、福島県相双地域の避難指示が解除された区域の国有林において、震災以降行われていなかった森林整備や木材生産を一部再開しました。

平成 30 年度には、前年度と比較して、除伐で約 3 倍（117ha）、素材生産量で約 6 倍（4,089m³）と、相双地域における事業を本格的に再開するとともに、事業量の大幅な増加に対応するため、4 月に富岡、葛尾の両森林事務所、10 月に草野森林事務所、11 月に木戸、浪江の両森林事務所を順次再開しました。

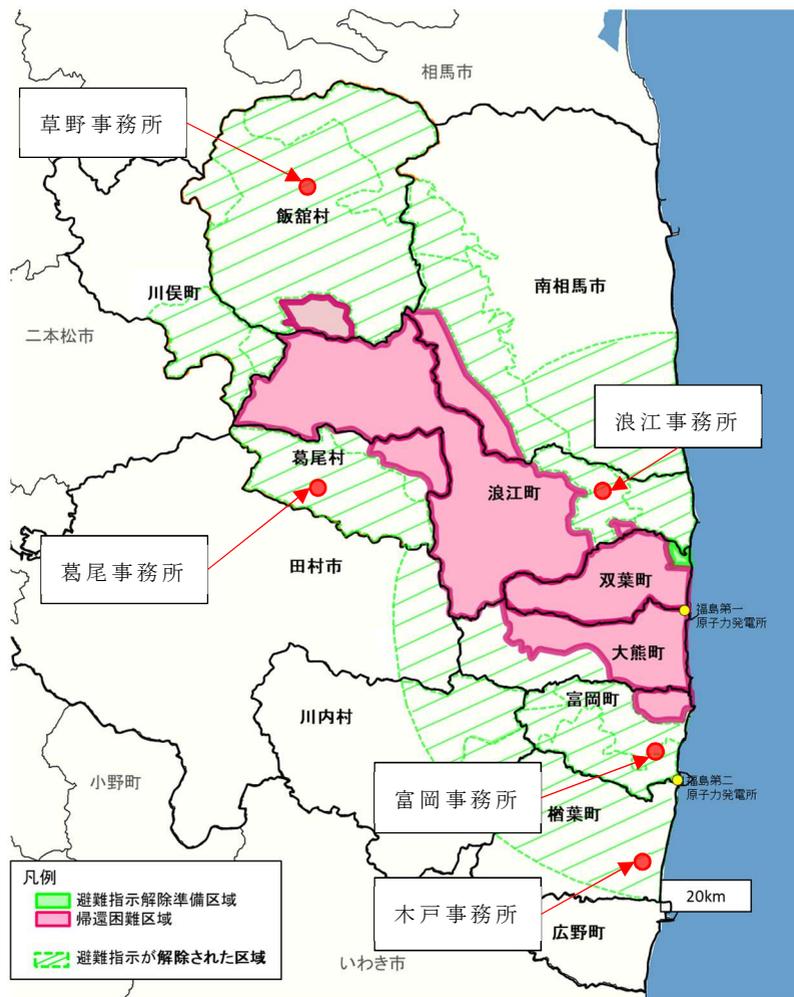
今後、避難指示解除区域における森林整備や木材生産を着実に実施し、地域の森林・林業の再生に更に貢献していくこととしています。

（関東森林管理局 磐城森林管理署）



場所：福島県相馬郡飯舘村ほか

説明：写真は、修繕（CLT パネルを壁や床に使用）を行った上で再開した草野森林事務所（左上）、再開した地域において保育間伐を実施した後の国有林（右下）です。



説明：図は、福島県庁公表の避難指示区域のイメージ（平成 31（2019）年 4 月 10 日時点）に再開した森林事務所のおおよその位置を示したものです。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで職員団体との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めています。

(参 考)

1 用語の解説

用語	解説	頁
いくせいふくそうりん 育成複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後には植林を行うこと等によりつくられる、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）。	3
いっかんさぎょう 一貫作業システム	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのことであり、伐採時に使用した林業用機械等を活用し、地拵えから植栽までの省力化・効率化を図ることでコスト低減、工期の短縮が可能。	3
えだう 枝打ち	節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。	44
がぞう オルソ画像 (オルソ補正)	空中写真上の画像の位置ズレをなくし、地図と同じく、真上から見たような傾きのない、正しい大きさと位置を表示する画像（変換する作業）。	94
かんぼつ 間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。	3
グリーン・サポート・スタッフ	巡視、入山者への指導・啓発、簡易な施設補修、巡視結果の取りまとめ等を行う非常勤の職員。	55
こうえきてき きのう い じ ぞうしん 公益的機能維持増進 きょうてい 協定	「森林法」の規定に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進を図るために必要であると認められる場合に、森林所有者と森林管理局長が協定を締結し、国有林野事業により民有林野の一体的な整備・保全を行うことを可能とする制度。	3
こうしん 更新	伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林を行うことや天然力の活用等により森林の世代が替わること。	22
こうせいのうりんぎょうきかい 高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等と比べて、作業の効率や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。	16

用語	解説	頁
ごうはん 合板	丸太から薄くむいた板(単板)を、繊維(木目)の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。	71
こくゆうりん 国有林モニター	国有林野に関心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じていただいた意見・要望等を管理経営に活用するための制度。モニターは、公募により選定。	41
こたいぐん 個体群	相互に交流があるなど、何らかのまとまりをもって生育・生息する1種類の動物や植物の集合。	3
コンテナ ^{なえ} 苗	専用の容器(コンテナ)によって育成した根鉢付きの苗のこと。根の不適切な成長(根巻き)の防止や、成長しすぎた根の切断(根切り)作業等が不要となるよう設計されており、一般的に裸苗に比べて育苗期間が短いことに加え、育苗作業の効率化や労働負荷の軽減が可能。また、通常の植栽適期(春や秋)以外でも高い活着率が見込めることから植栽適期の拡大が期待できる。	3
じごしら 地拵え	人工造林の準備作業として、苗木植付のために伐採跡地の残材・枝等を整理すること。	38
システム ^{はんばい} 販売	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。	71
しぜんさいせいじぎょうけいかく 自然再生事業計画	「自然再生推進法」の規定に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生、若しくは創出、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。	67

用語	解説	頁
したがり 下刈	植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年、夏期に行う。	22
しちょうそんしんりんせいびけいかく 市町村森林整備計画	「森林法」の規定に基づき、市町村が、管内の民有林を対象に森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林の施業及び保護等の規範を示し、適切な森林整備等を推進するために5年ごとにたてる10年間の計画。	35
しゅうせいざい 集成材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるよう、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材に大別される。	71
じょぼつ 除伐	育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	22
しんこうこんこうりん 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。	13
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植付、種子の播付等の人為的な方法により森林を造成すること。	22
じんこうりん 人工林	人工造林によって成立した森林。	1
しんりんけいえいかんりせいど 森林経営管理制度	経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を林業経営体や市町村に委ねる制度。	5
しんりんさぎょうどう 森林作業道	特定の者が森林施業のために継続的に利用する施設であり、「林道規程」によらない道で、2t積程度の小型トラックや林業機械（フォワーダ等）の走行を予定するもの。	15
しんりんそうごうかんりし 森林総合監理士 (フォレスター)	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援する人材。平成25年度から資格試験が開始。	4

用語	解説	頁
せいたいけい い じ かいふく じぎょう 生態系維持回復事業 けいかく 計画	「自然公園法」の規定に基づき、国立公園又は 国定公園における生態系の維持又は回復を図る ため、国又は都道府県が策定する計画。主にシカ による自然植生等への食害や外来植物の侵入に による在来植物の駆逐など、深刻な問題の発生を 背景に、平成 22 年 4 月に創設された制度による もの。	67
せかいしぜんいさん 世界自然遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関す る条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」 に記載された物件のうち、世界的な見地から見 て、鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値 を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされ ている動植物種の生息・生育地、自然の風景地 等。	56
せぎょう しんりんせぎょう 施業（森林施業）	目的とする森林を造成、維持するために行う 植林、下刈、除伐、間伐等の森林に対する人為的 な働きかけ。	1
そざいはんばい 素材販売	樹木を伐採し、丸太にして販売すること。	96
ちいきかんりけいえいけいかく 地域管理経営計画	「国有林野の管理経営に関する法律」の規定 に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採 等の事業の総量等について、森林管理局長が流 域ごとにとてる 5 年間の計画。	41
ちようばつきせぎょう 長伐期施業	通常、主伐が行われる林齢（例えばスギの場合 40 年程度）のおおむね 2 倍以上の年齢で主伐を 行う森林施業の一形態。	3
きり つる切	育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り 除くこと。通常、下刈を終了してから、育てよう とする樹木の枝葉が互いに接する状態になるま での間に行う。	22
てんねんこうしん 天然更新	伐採跡地等において、主として天然力によっ て次の世代の樹木を発生させること。自然に落 ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株 からの発芽（萌芽）等により成長する場合があ る。必要に応じて、ササ類の除去や発芽後の本数 調整等の人手を補助的に加えることもある。	14

用語	解説	頁
てんねんりん 天然林	天然更新によって成立した森林。	1
とくていぼじゅ 特定母樹	特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの。	29
ぶんしゅうりんせいど 分収林制度	森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、販売収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について、契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。	47
ほあんりん 保安林	水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、「森林法」の規定に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。	17
ほいく 保育	更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。	22
ほごぞうしよくじぎょうけいかく 保護増殖事業計画	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の規定に基づき、国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地等の整備等を行う必要がある場合に策定される計画。	67
むじんこうくうき 無人航空機	「航空法」の規定に基づき、航空の用に供することができる機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。	20
りゅうぼくはんばい 立木販売	樹木を伐採することなく、立木のままで販売すること。	72
りんぎょうせんようどう 林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせる森林施業の用に供する道。「林道規程」に基づく道で、10t 積程度のトラック等の走行を予定するもの。	15

用語	解説	頁
ろもろ 路網	森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。	3
C L T	Cross Laminated Timber（直交集成板）の略で、一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した製品。	24
G I S	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。	93
N P O	Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人（N P O）等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。	3
O J T	On-the-Job Training（職場内訓練）の略で、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させること。	99

2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス

林野庁 森林・林業基本計画 国有林 国有林野の管理経営に 関する基本計画	http://www.rinya.maff.go.jp/ http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/ http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html
森林技術総合研修所	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/kensyuuuzyo.html
北海道森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/
東北森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/
関東森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
中部森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/
近畿中国森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
四国森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/
九州森林管理局	http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/
知床森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/siretoko/
藤里森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/huzisato/
津軽白神森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/tugarusirakami/
庄内朝日森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/asahi/
小笠原諸島森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/ogasawara/
屋久島森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima_hozen_c/
西表森林生態系 保全センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/iriomote_fc/

石狩地域森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/isikari_fc/
常呂川森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tokorogawa_fc/
釧路湿原森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/kusiro_fc/
駒ヶ岳・大沼森林 ふれあい推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/komagatake_fc/
赤谷森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/akaya_fc/
高尾森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/takao/
木曾森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/kiso_fc/kiso_fc/
箕面森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/minoo_fc/
四万十川森林ふれあい 推進センター	http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/simanto_fc/

図及び表の索引

1	国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
図-1	国有林野の分布	10
表-1	国有林野の森林資源の現況	11
図-2	国有林野における人工林の齢級構成	11
表-2	国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	12
表-3	保安林の現況	18
表-4	平成30年度山地災害発生時の林野庁職員派遣状況	18
表-5	更新、保育、間伐事業の実施状況	22
表-6	炭素の貯蔵に資する木材・木製品の使用状況	22
図-3	国有林野におけるコンテナ苗の植栽実績	28
図-4	国有林野における伐採と造林の一貫作業の実施状況	28
表-7	国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況	28
表-8	複数年契約の状況	31
図-5	森林共同施業団地の現況	33
表-9	大学及び試験研究機関との協定数	39
表-10	教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況	44
図-6	全国の「木の文化を支える森」	48
表-11	分収林の現況面積	51
2	国有林野の維持及び保存	
表-12	松くい虫被害の状況と対策	57
図-7	国有林野におけるシカ捕獲頭数	59
表-13	保護林区分	62
図-8	「保護林」と「緑の回廊」位置図	64

3	国有林野の林産物の供給	
図-9	国有林野事業における立木の伐採量	72
表-14	国産材供給量に占める国有林材（丸太換算）の割合	72
表-15	国有林野事業における素材（丸太）供給量	73
図-10	伐採量、供給量、販売量の関係について	73
表-16	民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績	73
表-17	民有林と連携したシステム販売による木材供給量	77
4	国有林野の活用	
表-18	国有林野の用途別貸付け等の状況	81
表-19	国有林野の用途別売払い状況	82
表-20	レクリエーションの森の現況及び利用者数	83
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全	
図-11	公益的機能維持増進協定制度のイメージ	88
表-21	公益的機能維持増進協定の締結状況	88
6	国有林野の事業運営	
図-12	国有林野事業の実施体制	92
図-13	代表的な森林管理署の事業実施体制	92
表-22	請負事業等における重大な災害の発生状況	92
図-14	国有林GISの活用	93
図-15	国有林野事業の債務返済状況	96
表-23	林産物等販売の状況	96
表-24	職員の災害の発生状況	97
7	その他国有林野の管理経営	
表-25	国有林野事業における森林総合監理士の育成状況	99

各森林管理局の取組事例の索引

1 北海道森林管理局

北海道特有の地形特性に応じた路網計画と実践	16
コンテナ苗の安定需給協定の締結	30
学校林と連携した森林環境教育の取組	45
グリーン・サポート・スタッフ（GSS）による森林の保全管理	56
北海道胆振東部地震によって発生した災害への対応	102

2 東北森林管理局

「ヤングフォレスター7」始動～若い力で目指す地域林業活性化～	37
丸太の虫害を軽減するはい積み方法の開発	40
地域の緑の少年団を対象とした体験林業活動の実施	46
森林生態系保護地域における高山植物の保全に向けた取組	65
白神山地世界遺産地域におけるNPO等と連携した活動	69
需要動向に応じた広葉樹材供給の推進	74
地熱発電事業のための国有林野の貸付け	82
被災した海岸防災林の再生の取組状況	104

3 関東森林管理局

都道府県の森林総合監理士等と連携した市町村支援の取組	36
「社会貢献の森」を活用した地元企業による造林活動の実施	49
民有林と連携したシステム販売の推進	78
福島県相双地域における森林整備事業等の本格的な再開	105

4	中部森林管理局	
	既設治山ダムを活用した流木捕捉施設の開発	19
	地域管理経営計画の策定に向けた地区懇談会の開催	42
	国有林野を活用した伝統文化の継承の貢献	50
	希少動物の保護に関する取組	68
	無人航空機を活用した森林情報の整備	94
5	近畿中国森林管理局	
	林業事業体の育成を図る現地検討会の実施	32
	「法人の森林」による森林づくり	52
	東中国山地緑の回廊巡視の実施	66
	公益的機能維持増進協定に基づく森林整備（間伐）の実施	89
6	四国森林管理局	
	地球温暖化防止に向けた健全な森林の整備の推進	23
	C L Tを本格活用した庁舎整備	24
	林業大学校との連携・協力による人材育成の取組の支援	38
	I C Tを活用したシカ捕獲通知システム	60
7	九州森林管理局	
	公益的機能の発揮に向けた天然力を活用した森林づくり	14
	西表島における海岸林の再生に向けた取組	26
	確実な再造林に向けた低コスト造林技術の確立と民有林への普及	29
	五木地域森林共同施業団地の取組について	34
	地域と連携した「楯の松原」保全の取組	58
	地域の伝統行事を支える木材供給	75
	伝統工芸等に向けた屋久杉土埋木の供給	76

8	森林技術総合研修所	
	治山及び林道の技術研修の実施	100
9	林野庁	
	公益的機能の発揮に向けた天然力を活用した森林づくり	14
	平成30年7月豪雨における早期復旧に向けた取組	20
	都市部におけるレクリエーションの森の広報	84
	動画による「日本美しいの森 お薦め国有林」の魅力の発信	85